午前10時開会

○友永修議長

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○西田淳一事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

以上、報告を終わります。

○友永修議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から３番藤原議員、４番中岡議員を指名します。

○友永修議長

これより日程に入ります。

日程第１、一般質問を前回に引き続き行います。

まず、岸田議員。

（24番　岸田厚議員登壇）

○24番　岸田厚議員

発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加をします。

岸和田市こども計画策定についてお尋ねをします。

令和５年に施行されたこども基本法により、自治体は地域のこども施策を総合的にまとめる自治体こども計画を策定する努力義務が課されました。国は同法に基づきこども大綱を定め、今後５年間の基本方針を示すとともに、地方自治体に対して計画策定を強く促しています。また、こども家庭庁は、複数の子ども関連計画を一体化し、地域の実情に応じた総合的な計画として整理することを推奨しています。

こども計画は、子供の権利保障、貧困対策、保育・教育、若者支援、社会的療育、虐待防止など幅広い施策を横串で統合し、地域の子供、若者の現状を踏まえた目標設定と、ＰＤＣＡによる進捗管理を行う重要な計画です。

特に法第11条では、計画策定に当たり、子供、若者の意見聴取をし、反映することが自治体の義務とされています。まさに子供を真ん中に据えた、そういった姿勢が今問われるわけであります。本市としても、地域のこども施策を総合的に整理し、将来を見据えた計画策定を進めることが求められています。

そこで以下、こども計画策定に関する本市の現状と今後の方針についてお伺いします。

今回のこども計画の策定に向けてのスケジュールと包含される内容、計画の対象年齢についてお示しください。また、今回の計画策定で特に本市として独自色を出したい分野はあるのか、お示しを下さい。

次に、公共施設の統廃合について質問をします。

本市の公共施設は、単なる行政サービスの提供拠点にとどまらず、地域コミュニティーの核として、また災害時の避難所、防災拠点として重要な役割を担っています。特に公民館、学校施設、体育館などは、平時には地域活動の場として活用され、災害時には避難所や物資集積拠点として機能するなど、市民生活に不可欠な存在となっています。

一方で、これらの施設の多くは老朽化が進み、耐震性や設備更新の必要が高まっています。更新、維持管理に必要な財政負担も増えています。市は、財政状況を踏まえ、従来どおりの単独施設の建て替えや維持を続けることは困難であり、公共施設の再編、複合化、統合化を進めようとしています。

しかし、公共施設の統廃合は地域コミュニティーの維持や防災機能の確保に直結するため、単純な削減や集約ではなく、地域

バランスや代替機能の確保、住民参加のプロセスが極めて重要です。特に防災拠点としての機能をどのように維持、強化するかは市民の安心、安全に直結するため、慎重な検討が求められます。

こうした状況を踏まえ、本市として公共施設の再編をどのような方針で進め、地域コミュニティーの維持と防災機能の確保をどのように両立させていくのか、将来を見据えた判断が求められています。

そこで以下、公共施設の統廃合に関する本市の現状と今後の方針についてお伺いします。

まず、社会体育施設の統合について現状をお尋ねします。

市民プールについて、ここ数年、年間の利用状況についてお示しください。また、体育館について、ここ数年の総合体育館、中央体育館の利用状況についてお示しください。

次に、社会教育施設について質問します。

現在の公民館の設置箇所と地域はどのように配置されているかお示しください。

次に、子育て施設についてお尋ねします。

小中学校統廃合計画について、現時点での進捗状況についてお示しください。

また、岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画後期計画が示されました。特に山手地域における公立保育所・幼稚園の統合について、民間の事業所ではなかなか困難ではないかと考えます。公立保育所、幼稚園の存続についての考えについてお尋ねします。

最後に、公共施設の統廃合、再編などを行うときにコミュニティー単位として、市民協単位である小学校区や中学校の11校区などがあります。総合計画におけるまちづくりの視点からの公共施設の配置計画、特に圏域に関わって総合計画で位置づけられているコミュニティー単位としての６圏域について、特に葛城の谷や牛滝の谷地域など、開発により、まちの様子が変化している地域があります。見直しの考えがあるのかお尋ねします。

以上、壇上からとし、以降は自席にて一問一答で御質問いたします。ありがとうございました。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

御質問の１、仮称岸和田市こども計画について御答弁いたします。

こども計画の策定スケジュールにつきましては、８月10日付で計画策定に係る委託事業者と契約を締結いたしました。今後は、今年度中にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて計画の骨子案を策定する予定でございます。令和９年度には、委託事業者の提案を踏まえ、子供、若者の意見聴取を実施いたします。これらの結果を総合的に分析した上で計画案を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、令和10年度から計画を推進していく予定でございます。

また、本計画に包含する計画は、子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困対策推進計画、こども・若者計画、ひとり親家庭等自立促進計画の４つでございます。

なお、こども・若者計画の対象年齢に関わる若者の年齢につきましてはおおむね39歳未満とされていることから、今後、こども・若者会議において委員皆様の御意見を伺いながら、特に切れ目のない相談支援や地域で子供を見守る居場所づくりといった分野について、本市らしい取組を計画に盛り込めるよう進めてまいります。

次に御質問の２の２、子育て施設について御答弁いたします。

今回の幼保再編後期計画においては、山

手地域の個別計画についてはお示しできておりませんが、今後の児童数の推移や施設利用者の動向に注意し、適宜計画を策定していく予定です。

また、市立幼稚園及び保育所については、岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針において、市立幼稚園及び保育所を集約し、認定こども園へ再編を行うとしておりますので、幼保連携型認定こども園として再編する計画です。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

御質問の２の１、社会教育、体育施設について、生涯学習部より御答弁申し上げます。

市民プールの利用状況ですけども、令和５年度は２万517人、令和６年度は１万9948人、令和７年度は１万5141人です。

総合体育館の利用状況ですけれども、令和５年度は22万9320人、令和６年度は23万8520人、令和７年度は24万766人でございます。

中央体育館の利用状況でございますけれども、令和５年度は４万6751人、令和６年度は４万6445人、令和７年度は４万5810人となっております。

次に、公民館、青少年会館の設置数でございますけれども、現在、市内で18館になってございます。また、それらの所在地を中学校区別に分類をさせていただきますと、岸城校区で１館、光陽校区で１館、葛城校区で３館、久米田校区２館、春木校区３館、山滝校区１館、山直校区１館、北校区２館、桜台校区２館、野村校区１館、土生校区１館となります。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

公立施設の再編の子育て施設に関して、教育委員会への御質問です。御答弁いたします。

小中学校の小規模化という問題につきましては、メリットが言われる反面、人間関係の固定化、多様性の不足、活動の制限など教育環境への影響の懸念というのがやはりあることから、私どもとしましては引き続き適正規模、適正配置の計画に取り組むこととして、小規模化が著しい地域を訪問しまして、関係性を高めるために訪れながら、協議再開に向けた準備というのを進めておる状況です。

あわせまして、まちづくりの観点というのが非常に重要視されてまいりますので、庁内の関係各課と検討というのを積極的に行っているほか、適正化の取組を進めている自治体にも視察調査を行っているところでございます。

また、市長のタウンミーティング等も始まっておりますので、そこで出されている御意見等も踏まえまして、よりよい解決策を見いだすよう努めてまいる所存でございます。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

御質問の２、公共施設再編についてのうち、総合計画の６圏域について御答弁いたします。

６圏域につきましては、総合計画、将来ビジョン・岸和田の基本構想におきまして、圏域それぞれを１つのまちと捉え、商業、教育、文化などの環境が整い、日常生活が営める最も大きなコミュニティーの単位として設定しております。基本構想は2034年までででございまして、この６圏域につきましては現時点で見直しする予定はございません。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

答弁を頂きました。

まず、岸和田市こども計画策定について質問させていただきます。

令和10年度から計画を推進するということです。大変ハードスケジュールではないかというふうな懸念もするわけですけども、同時に現在ある子ども・子育て事業計画、そして新たに設置されるこども貧困対策、こども・若者計画、ひとり親家庭自立計画など国の指針に基づく計画も策定はしなければならないということで、今後の子育て会議での丁寧な運営、十分な議論が保障されることが重要です。

今回のこども計画において、以前、私は子どもの権利条約との関連で質問を行いました。日本では子供の人権が守られていないことへの国連からの警鐘も受け、やっと国も計画策定し、本市でも計画が策定されようとしています。今回のこども計画で、子供の人権についてどこまで突っ込んだ計画になっているのか、一番肝腎なことだと思います。子供の人権、子供の意見表明、参画の促進などを保障される内容を盛り込んだ計画になるのかお示しください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

現時点では、国の指針や既存計画との整合性を確保しながら、子供、若者の声を計画に反映していくことが重要であると考えております。

子供の人権保障や意見表明及び参画の促進につきましては、こども・若者計画の重要な柱の１つとして位置づけていく必要があると考えております。具体的には、こども・若者会議に加え、アンケートや個別の意見聴取など、子供、若者の声を計画策定や今後の施策に反映できるよう検討してまいります。また、子供が安心して相談できる体制や意見が尊重される仕組みを整えることで、権利の保障となるよう努めてまいります。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

他市では、子供の権利を守るために、こども計画とは別に子どもの権利条約を策定している自治体も多くあります。今回、この計画で子供の意見表明や参加の促進についてどのように具体的に保障していくか、明確にぜひしていただくようよろしくお願いをします。

また、子供、若者に対しアンケートや個別の意見聴取などを行い、計画に反映させるという取組が本当に大事だと思います。どのような手法で行うのか、これからだと思いますが、大変ではありますが、ぜひ丁寧に行っていただきますようよろしくお願いをいたします。

また、今回、若者という視点が追加をされています。若者の自立と社会参加、主体的な社会参加機会の拡充など、若者の自立を地域全体で支える仕組みや困難を抱える子供、若者、家庭を支える取組なども必要になると考えますが、こども計画へどのように反映されるのか、現時点での方針をお示しください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

現在、こども計画の策定に向けた準備を進めている段階でありまして、現時点において具体的な施策や取組を確定しているものではございませんが、こども計画の策定を進める中で、国及び大阪府の動向や子供、

若者の意見なども踏まえ、若者の自立と社会参加への支援の在り方について、計画への反映を図ってまいります。特に、社会的孤立、就労、家庭環境など様々な困難を抱える子供、若者やその家庭につきましては、福祉、教育、就労等において関係機関や地域と連携した支援につながる取組について検討してまいりたいと考えております。

また、若者が支援される側としてだけではなく、地域や社会を共につくる主体として、地域活動やボランティア活動などに参画できる機会の充実についても併せて検討していく予定です。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

今、まだ第１回目の策定委員会が始まったばっかりです。今回のこども計画の策定が、岸和田の子供、若者の人権が守られ、いろんな場面で意見表明や社会参加への参画が促進される計画になることを強く求めるものです。

また、今回のこの議論でコンサルの提案を承認するようなそういった議論にならないよう、市の主体的な議論を行えるようぜひ保障していただきたい。岸和田市らしい計画を策定されることを求め、この質問は終わります。

次に、公共施設の統廃合に関わって、まず市内の体育施設についてお伺いをします。

まず、プール、中央公園の利用人数を示していただきました。スポーツのまちを目指す本市として、これからもスポーツのできる環境を整える必要があると感じています。

そこでプールについてですが、先ほど御答弁ありましたように、年間約１万5000人の方が利用されているということです。今後、利用人数を増やすためにも、市内屋内プール１か所でいいのか、１か所に決めた経過についてお示しを下さい。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

屋内プールの整備箇所数や規模につきましては、近年の市民プール等やまなび中央公園プールの利用者数、屋内プールで受け入れる学校水泳授業の人数や回数、民間を対象としたサウンディング型市場調査等を踏まえまして、令和６年２月に策定をいたしました屋内プール整備方針におきまして１か所、この１か所といいますのは25メートルプール８レーン程度と幼児用プールになりますけども、この１か所が適正規模と整理をいたしました。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

今年も大変暑い夏ではありましたが、多くの方々が市民プールを利用されていました。今年の実績はまだ出てないようですが、例年より多くの市民が近くの市民プールを利用されているように思います。

ただ、気軽に市民が利用できるプールとして、中央公園だけでいいのか。今回示された年間約１万5000人、学校の授業も含まれるという人数であります。中央公園だけで受け入れられるのか。

今まで身近にあったプールがなくなり、遠くなってしまうわけです。アクセスの問題については方針が明確になっていないと思います。今後の検討課題として、アクセス、山手地域の子供たちが通える手段についての検討はどのようになっているのかお示しください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

屋内プールへのアクセスにつきましては、現在、民間事業者へのヒアリング等を行っているところでございまして、開設までの間に、市内各地からの距離や交通の便、費用負担などの点につきまして十分に調査検討をしてまいります。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

アクセスについて検討されているということです。今ある市民プールの改修と費用負担の比較検討も行い、存続の可能性も探っていただきたいというふうには思います。

次に体育館についてですけれども、中央体育館で約４万5000人前後の年間利用者があります。現在の利用者の方々が引き続き利用できるようにしなければなりません。

中央体育館の建て替えの議論が出ています。場所の問題も含め、どのように考えているのかお示しください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

中央体育館につきましては、市民スポーツ大会を含みます市民の専用使用でありますとか、スポーツ教室などのクラブ活動等、大変稼働率が高い施設になってございます。

しかしながら、昭和41年に供用を開始してから今年で60年が経過をしてございまして、毎年必要な補修は行っているところでありますけれども、施設の老朽化は進んでいる状況です。そのために、令和３年３月に策定をいたしました岸和田市立社会体育施設再編基本方針に基づきまして、場所の選定でありますとか他の施設との複合化を含めまして、引き続き関係各課と連携して検討を進めてまいります。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

公共施設が浜手に集中しています。人口推移を見ても、東岸和田駅周辺の住宅建設や尾生久米田の区画整理事業に伴う人口増加、またゆめみヶ丘での開発など、山手に人口増加の傾向があります。体育施設の必要性もあります。山手地域にも屋内プールを望む声もお聞きをしています。例えばプールと体育館の複合施設を山手に造るなど、総合的に考えることが必要だと思うのですが、いかがですか。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

先ほど御答弁させていただきましたとおり、屋内プールは１か所が適正規模と現在整理をさせていただいているところでございます。

加えて、屋内プールの整備計画地の整理に当たりましては、１つ目に市民がアクセスしやすい場所、それと２つ目に市内の学校園からアクセスしやすい場所、３つ目に学校園の送迎用大型バスの出入りが可能である場所、４つ目に駐車場用地を含めまして十分な敷地面積が確保できる場所、５つ目に周辺施設の状況を踏まえまして、市民の利便性でありますとか地域の魅力向上等の相乗効果が期待できる場所を立地条件といたしまして、これらの条件を満たす場所として、中央公園のフィーエルヤッペン跡地及び中央公園の駐車場の一部を選定させていただいたところでございます。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

中央公園の屋内プールの必要性については理解をしています。ただ、１か所でいいのかというときに、今議論が出ている中央体育館の建て替え等の検討、場所の問題も

含め検討できないのか、お尋ねをいたします。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

これも先ほど御答弁させていただいたとおりなんですけれども、中央体育館の在り方につきましては、場所の選定でありますとか他の施設との複合化を含めまして、引き続き関係各課と連携をさせていただいて検討を進めてまいります。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

プールや体育館といったスポーツ施設を山手地域に検討することは、大規模災害のときの避難施設としてのリスク分散として重要だと考えます。ぜひそのような視点も含め、事後検討のほう、よろしくお願いをいたします。

次に、公民館の設置数をお示しいただきました。全ての中学校区に１か所以上はあることを確認しました。

公民館の今後の再編計画について、どのようになっているのかお示しください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

公民館、青少年会館の再編でございますけれども、令和３年３月策定の岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針に基づきまして実施をしているところでございます。指針の１つとしてお示しさせていただいてますとおり、市民の生活圏を念頭に置きつつ、今後の人口規模に応じた施設数や適正規模を検討してまいります。

また、令和５年９月策定の岸和田市公民館及び青少年会館再編第１期実施計画におきましては、耐震性に欠けるために利用の安全性が確保できないものであったりとか、施設間の利用者の生活圏が近接をし、再編によって利用のための移動に大きな困難を来さないものを最優先に統合の対象施設として選定をいたしました。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

社会教育施設は、地域コミュニティーの拠点となる重要な施設であります。老朽化している施設もあります。計画的な建て替えも含め、今後も維持していくことを望むものであります。

次に、学校統廃合についてお尋ねをいたします。

引き続き取り組むということですが、現在まで進んでいないことから、この計画案そのものに問題があるとして、見直す必要を以前から求めていました。見解をお尋ねします。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

少子化の進展によりまして、市内の児童生徒数も減少し続けております。今現在、１学年１クラスの学校が小学校では６校、中学校では１校、中でも複式学級規模となっているような学校もありまして、学校の小規模化というのも進んでおります。子供たちの教育環境への影響というのが懸念するところでございます。

この現実に対しまして、教育委員会としましては、児童生徒によりよい教育環境を保障し、学校教育というのを充実していくことを第一に考えまして、適正化の取組というのは継続して行っていく必要があるという考え方に変わりはございません。

計画については、従前、前提条件がございましてから変化がございましたので、そ

のまま進めることというのが現状難しくなっておりまして、その案の修正等を含めまして、今後の対応について今検討をしているところでございます。

適正化の取組については、地域の御理解なしには進められないものというのはもう当然のことでございますが、その地域の保護者と地域の方々と丁寧に協議をしながらも、私どもとしましては子供たちの教育環境というのを第一に考えて協議を進めてまいろうと思います。今後の地域の学校の在り方について、引き続き協議、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

今の回答で、前提条件に変化があり、そのまま計画を進めることはできないという考えから、計画案の修正も含め今後の対応策を検討するということです。当該統廃合に係る子供たちも含め、地域の方々との協議をこれからも十分に行っていただくことを確認しました。

熊本地震でも、避難所の問題も改めて明らかになりました。防災拠点となる施設でもある学校です。そのことも踏まえた統廃合の在り方に向け、十分な検討をお願いいたします。

次に、幼保の再編についてお尋ねをいたします。

今後、幼保再編を推進していく上で、現在の６圏域の考え方に無理があるのではと考えています。特に山手地域では幼稚園の小規模化による休園や閉園が想定される中、子育ての施設が全くなくなってしまう、いわゆる空白地域になってしまうのではないかという懸念が出されています。今後の方針についてお示しください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

幼保再編において、基本的には現在の３次生活圏を単位といたしまして原則１か所の市立認定こども園を設置するとともに、民間施設を誘致し、公立と民間がバランスよく教育、保育を提供できる整備を目指しております。

一方で、御指摘の山手地域をはじめ、地域によって児童数や保育需要、施設の利用状況が異なることから、単に現在の圏域や施設配置を固定的に捉えるのではなく、今後の児童数の推移を見極めながら、需要と供給のバランスを分析していくことが必要であると考えております。具体的には、保護者をはじめとする利用者ニーズを把握し、施設までの距離や送迎の状況など地域の実情を踏まえながら、必要な教育・保育環境を提供できるよう検討しているところでございます。

地域において子育て施設がなくなるいわゆる空白地域が生じないよう、引き続き公立施設と民間施設の適切な配置に努めてまいります。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

くれぐれも子育て施設がなくなってしまう空白地域をつくらないように、今ある幼稚園の存続も踏まえて十分な検証をお願いいたします。

次に、総合計画におけるまちづくりの視点から御質問をさせていただきます。

小学校区単位、中学校区単位の位置づけ、また、ゆめみヶ丘の開発や泉州山手線の延伸など、まちづくりの見直しが今必要ではないかと思います。また、東岸和田駅の開発による人口動態の変化など、牛滝の谷や葛城の谷など市街地と山手の地域では同じ

課題を共有することが困難な状況になっているのではないかと思うわけですけども、再度、圏域の見直しの必要性についてお答え願えますか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

先ほど御答弁申し上げました圏域につきましては、基本構想におきまして、２つから３つの中学校区をまとめた単位として設定しております。また、ゆめみヶ丘岸和田や泉州山手線の延伸、東岸和田駅周辺につきましては、都市構造における軸及び拠点として現在設定しておるところでございます。

人口動態など、まちの状況は変化しておりますので、議員御指摘のとおり、圏域の考え方につきましては次期総合計画策定の際には検討を進めてまいります。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

先ほどありましたように、次期総合計画の見直し、2034年までの計画になっています。そこまでは待てないのではないかと思います。

現在の計画で、総合計画の第１期基本計画が今年度終わり、2023年度から2026年度の４年間の計画が終わります。本来ならば市長の任期に合わすこととなっているわけですけども、前回より市長選挙の時期がずれています。この問題を解決せずに進めていいのか、お尋ねをいたします。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

総合計画、将来ビジョン・岸和田の策定に当たりましては、市民アンケートや事業者・団体ヒアリングにより本市に関わる皆様から幅広く意見を聴取し、また40回にわたるまちづくり市民懇話会を実施するなど、行政だけで策定したものではなく、市民、事業者をはじめ、言わば本市で活動する皆さんでつくり上げた計画でございます。

令和７年第２回定例会におきまして御答弁いたしました内容と重複するところもございますけども、前提としまして、基本構想は市長が交代することによって見直すことを想定していないものの、議員御指摘のとおり、現在の将来ビジョン・岸和田の基本計画期間は市長の任期も考慮した上で４年としているところでございます。

現在、４年の計画期間を踏襲しました第２期基本計画の策定作業を進めているところではございますが、次期総合計画の策定も見据え、計画期間につきましても市長の任期と整合性を図るよう、今後は見直しを検討してまいります。

○友永修議長

岸田議員。

○24番　岸田厚議員

総合計画のまちづくりが市の公共施設の再編に大きく関わっています。いろんな統廃合計画をするのにも、やはり圏域を加味した形での計画がされているわけですけれども、まちの変化がすごく起こっています。特に先ほど言いました牛滝の谷や葛城の谷では、山手と浜手の課題が全く変わってきています。一方では子供が多くなって、どういった形で保障をしていくのか。山手地域では人口が減っていって、どういったまちづくりをしていくのか。それを同じ圏域として考えることに大変無理が生じてきているというふうに感じるわけであります。災害を含め、地域のコミュニティーを維持していくことを一番に考えた施設の統廃合が今本当に求められているのではないでしょうか。

そういった意味では、この基本である総合計画、これについてはぜひ検討をしていただき、また岸和田市にとってどういった施設の配置が必要なのか、ぜひ検討していただきますようよろしくお願いしまして、私の質問を終わります。

○友永修議長

次に、米田議員。

（20番　米田貴志議員登壇）

○20番　米田貴志議員

公明党の米田貴志でございます。今回、私が取り上げますトピックは２つでございます。

１点目はデジタルディバイド対策をメインとし、これは以前にも取り上げ、本市がデジタル化を進めるに当たり、誰一人取り残さないデジタル化を進めることに主眼を置いて登壇をいたしました。今回もメインのテーマは変わりませんが、提案させていただいた取組の進捗状況や、新たなディバイド対策の提案をさせていただきます。

２点目も、以前に質問いたしましたふるさと納税についてでございます。これまでも、このテーマについては私だけではなく様々な角度から他の議員も質問をされており、それだけ関心事項であろうかと思います。

皆様も御承知のとおり、ふるさと寄附の現状は寄附額や件数とも全国的に高水準が続いており、かつ自治体間の競争も激化しております。寄附額や件数の増加基調にある一方で制度運用は厳格化しているだけに、各自治体には戦略性というものがより求められていることから、本市の取組、その足元の確認や視点、そして戦略などについて質問をさせていただきます。

それでは、議長の発言の許可の下、通告に従い質問に移ります。理事者の皆様には建設的で具体的な答弁を求め、この間、議員各位には御清聴賜りますようお願いをいたします。

まず１点目、デジタル化における本市の支援策について伺います。

令和３年第２回定例会で総務省のデジタル活用支援推進事業に触れ、質問をいたしました。そして、同年から本市ではスマホ教室がスタートいたしております。それはそれで大切な取組でございますが、その取り組むための理由を明確に本市の計画に位置づけておくことが必要と考え、翌年の令和４年第４回定例会で、本市がデジタル化を進めるため策定をいたしました第２次岸和田市情報化推進計画に欠けていた市民に対するデジタルディバイド対策を本市の計画に位置づけることを求め、現計画である岸和田市行政ＤＸ推進計画に位置づけをしていただきました。

資料１を御覧ください。ポイントと書いているところでございます。このことで、本市として明確に取り組むことが義務づけとなり、また取り組むための予算も獲得していかなければなりません。そして、その位置づけに従い、デジタル化を進める中、その受け手となる市民に対し、デジタル化への不安などを払拭していただくべくスマホ教室などをこれまで展開していただいていることに感謝をしたいと思います。重ねて、市の担当者が開催される全ての会場に出向かれて、状況確認や受講者、講師の声に耳を傾けてくださっていることにも改めて感謝をしたいと思います。

そこで、まずはこれまでの状況とそれらの結果やアンケートなどを踏まえ、今後の取組についてお示しを頂きたいと思います。

続いて、本市のふるさと寄附の現況についてお尋ねをいたします。

ふるさと寄附は、自主財源の確保に加え、岸和田市の魅力を全国へ発信し、地域産業

の振興や関係人口の拡大にもつながる重要な取組であることは皆様も御承知のとおりでございます。

本市においても、返礼品協力事業者の募集を継続し、寄附金の使い道を明示するなど、制度の充実に努めております。令和８年度の施政方針では、ふるさと納税の各種イベントへの出展、本市の魅力発信、返礼品提供事業者との連携、新規返礼品の開拓により寄附額の増加を図る考えが示されております。あわせて、企業版ふるさと納税についても、企業への働きかけやトップセールスを強化する方針が示されております。

また、令和７年度からは中間事業者を導入し、本市の取組のアップデートに努められている中ではありますが、現状を鑑みると非常に厳しい現実が突きつけられております。

既に皆様も御存じのこととは存じますが、資料、飛びますが、５を御覧ください。残念ながら、御覧のとおり、令和２年をピークに右肩下がりの状況でございます。この現状を踏まえ、私を含め多くの議員が復活を願っての質問や提案をされてきましたが、いまだその回復基調が見えません。

以前に指摘をいたしましたふるさと寄附のページの整理も行われているようであり、先ほども申しました令和７年度から中間事業者を導入し、新たな体制で取り組んでいる中であり、即効性の効果を期待することは難しいとは思いますが、本市としてこの現状をどう捉えているのか、まずは見解を求めたいと思います。

以上で壇上からの質問とし、これ以降は自席で続けさせていただきます。ありがとうございます。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

御質問の１、デジタル化における本市の支援策について御答弁いたします。

令和３年度以降、総務省のデジタル活用支援事業などを利用し、スマートフォン教室を開催してまいりました。令和７年度までの５年間に、延べ1154人の方に受講いただきました。これまでの受講者アンケートでは、もっとスマートフォンを活用したい、使い方を復習したい、別の講座も受講したいといった前向きな意見が多く寄せられており、スマートフォンの基本的な操作方法を学ぶ機会だけでなく、継続して学習や相談ができる機会を求める声もあるものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、令和８年度につきましては総務省の補助事業がなくなったことから、市単独の取組として、これまで実施してきたスマートフォン教室を引き続き実施するとともに、新たな取組として、地域におけるスマートフォン操作支援の担い手を育成するスマホサポーター養成講座を実施することとしております。具体的には、10月下旬から11月にかけましてスマホサポーター養成講座を３回、11月下旬から12月上旬にかけましてスマートフォン教室を３回開催する予定としております。

また、スマホサポーター養成講座の受講者は、希望に応じてスマートフォン教室の講師補助として参加し、実際の参加者への支援を通じて実践経験を積むことができる仕組みとしております。

こうした取組を通じて、スマートフォンの操作に不慣れな方への支援を行うとともに、地域で継続的にデジタル活用を支える担い手の育成につなげ、デジタル格差の解消を図ってまいります。

続きまして御質問の２、ふるさと納税の現況について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、本市に御寄附を頂

いている状況は年々減少しており、目標達成に向け増加に転じたいとの思いであり、まずは原因分析が必要であると考えております。

令和２年をピークに迎えた本市のふるさと寄附の状況ですが、本市の返礼品の代表例であるＹｏｇｉｂｏが好評であったことが主要因であります。その後の減少は、Ｙｏｇｉｂｏ以外の新規展開の不足や、Ｙｏｇｉｂｏも含んだＰＲ戦略が十分でなかったものと捉えております。また、これまでの展開の中で、本市における強みや弱み、また他市の取組動向調査など十分な分析を行えていなかったこと、そしてＹｏｇｉｂｏが好調に推移する中で単調な展開になっていたことなども考えられます。

そのような観点から、それらを勘案してより戦略的な体制の構築が必要と考え、令和７年度から中間事業者を導入し、それら戦略的に不足していた部分のリカバーから取り組み、現状打破へ力を注いでいるところです。

○友永修議長

米田議員。

○20番　米田貴志議員

今、壇上のほうから質問をさせていただきまして、それぞれ答弁を頂きました。まずは、デジタル化における本市の支援策についてを続けさせていただきたいと思います。

壇上からは、これまでの取組の振り返り、そして現状、また今後の取組についてお尋ねいたしました。答弁では、スマホ教室の受講者は、過去５年間の延べ人数ですが、1154人とのことでございました。この間、御熱心にも岸和田市側のスケジュール、これに合わせて御来場くださいました市民の皆様に改めて感謝を申し上げたいと思います。

それらをまとめますと、このようになります。資料２でございます。御覧ください。この表には、先ほどありました令和３年度はちょっと含まれておりませんが、４年、５年、６年、７年、４年間では1120人になるわけでございます。

さて、スマホ教室でございますけども、皆様、ぱっと見てお気づきになることがあろうかと思います。令和４年、５年、そして６年、７年、この２か年をそれぞれ比較いたしますと、参加者、開催回数も含めてですが、大きな開きがございますが、この理由についてお示しを頂きたいと思います。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

スマートフォン教室の開催に当たりましては、総務省の補助事業であるデジタル活用支援推進事業の地域連携型を活用し実施してまいりましたが、令和６年度から制度の変更により、地域連携型を活用できない状況になりました。そのため、別途、大阪府との連携による講師派遣や総務省の補助事業の講師派遣型を活用し実施したため、実施方法の変更が影響したものと考えております。

○友永修議長

米田議員。

○20番　米田貴志議員

今の答弁でいきますと、制度変更により実施方法を変えざるを得なかったことに起因するということでございます。そういった状況があったというふうに思うわけでございますけども、やっぱりこの開催回数というのに大きな差が出ているということ、これは一定考慮をしていただく必要があったのかなというふうに思うわけでございますので、今後も対象となる方々が１人でも多く御参加できますよう鋭意御検討いただ

きたいと思います。

さて、先ほど今後の取組についてお示しいただいた答弁の中に、スマホサポーター養成講座と発言がございました。この件についてちょっと伺います。

以前にデジタルディバイド対策の一環として、国の規定によるデジタル推進委員、この拡充を求めたことがございました。これは、各地域にスマホの操作など、不慣れな方々に適宜アドバイスができる体制を構築するために必要不可欠との視点から求めたものでございます。

恐らく、この国の規定によるデジタル推進委員というのはほぼ集まっていないのではないかなと思っております。その上で、以前に渋谷区など先進的に自治体オリジナルの推進委員の養成に取り組む自治体の事例を幾つか紹介させていただき、本市でも岸和田オリジナルの推進委員を任命して拡充に努めるよう提案をさせていただいたことがございますが、このことにスマホサポーター養成講座は関連しているのか、見解を求めたいと思います。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

議員御提案のとおり、地域でデジタル操作等のサポートができるデジタル推進委員の取組は重要と考えております。一方、国が定めるデジタル推進委員につきましては、これまで市として制度の周知や活用を十分に進めるまでに至っていない状況でございます。

今年度実施するスマホサポーター養成講座につきましては、議員から御提案いただいた岸和田オリジナルでの推進委員につながる取組と考えております。

○友永修議長

米田議員。

○20番　米田貴志議員

分かりました。いよいよここ岸和田におきましても、オリジナルのデジタル推進委員制度が始まるということでございます。しっかり大きく、髙井さん、期待をしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

昨年の第４回定例会で、本市においても各市民センターで予約不要で随時受付できる体制を取ることはもちろんのこと、各校区、そしてもしくは各町会で高齢者をはじめスマホが苦手な方々に対しての相談会、こういったものが開けるよう、相談窓口の幅を広げるべきというふうに求めたことがございました。

そのときの答弁には、本市は、「地域で１年を通して気軽に相談できる場があれば、デジタルに不安を抱える高齢の方にとっても心強いものと考えられます。我々も、その点がゴールだというように思っております」と答弁いただきました。すばらしい答弁ですよね、これは。そして、そのような環境づくりを目指していくためには、持続的に運用できる体制や人材育成の仕組みを整えることが必要になってまいります。間は中略しますが、こうした課題の解消に向けて一つ一つ検討しながら進めてまいりますと答弁を頂いております。

さっき言いました最終ゴールというのは私も全く同感でございますので、この共有している最終ゴールを目指し、ここへ向けて一歩踏み出したかなというふうに認識をいたしておりますので、これからも鋭意努力をしていただきますよう求めておきたいと思います。

もう１点、確認をさせていただきます。

障害や身体機能の低下された方々の場合は、操作を補助する機器や器具が必要とされる場合も多分にあることが想定されるこ

とから、日常生活用具の給付の制度の活用なども併せて障害の状況に応じた人的や機材的サポートが行える体制の構築を要望いたしましたが、この点についての進捗状況をお示しください。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

議員御指摘のとおり、障害のある方に対するサポート体制の構築は課題として認識しております。聴覚障害者向けの取組といたしましては、公益財団法人大阪聴力障害者協会が、大阪府民を対象に聴覚障害者向けのデジタル学習会を令和３年度、令和５年度に総務省の補助事業を活用し実施しておりますが、本市での実施には至っておりません。

また、令和５年度から令和７年度におきましては、大阪府において公民連携の取組として、府民対象に視覚障害者向けのスマートフォン教室が府内で実施されておりますが、近隣での開催には至っておりません。

そうした中で、本市としましても、大阪府や関係機関と連携し、障害の状況に応じた取組を本市や近隣での実現に向けて検討を進めてまいります。

○友永修議長

米田議員。

○20番　米田貴志議員

いまだ実現に至っていないということでございました。これは本当に残念だというふうに思うわけでございますが、しかしながら、皆さんのほうでもやっぱりしっかりアンテナを張っていただいているという状況は理解をさせていただきたいと思います。

また、障害を持った方々へのサポート体制の構築というのはそんなたやすくないことも想像できるわけでございます。しかし、これまでしっかりアンテナを張っていただいていますとおり、今後も大阪府の担当部局とこういった方々と連携を取りながら、実現に向けて取り組まれることを求めておきたいと思います。

改めて確認をしておきますが、資料３、これを御覧いただきたいと思います。本市において、デジタル化を進めるため、行政ＤＸ推進計画に目指すべき５つのビジョンがございます。その03、「やさしいデジタル化として、誰ひとり取り残されない、人にやさしいデジタル化を目指します」と記載をされており、これは重要な市民との約束事となっております。その観点からも、障害の状況に応じた人的や機材的サポートが行える体制の構築も併せて求めておきたいというふうに思います。

さて、ここで１点提案をさせていただきたいと思います。

デジタルディバイド対策として、これまでスマホ教室を中心に操作などに不安を抱える方々への対応に取り組んでいただいてまいりましたが、もう１つ大きな課題がございます。それは、スマホ自体をお持ちでないという根本的な課題がございます。その課題の解決につなげようとする観点から、東京都内で展開されております65歳以上の方を対象といたしましたスマホ購入費用の助成事業を実施し、本市が進めるデジタル化においてもやはり先ほどの文言のとおり、誰一人取り残されないというふうになってますので、人にやさしいデジタル化を実現するためにも１人でも多くの市民がその恩恵を受けられるようすべきと考えておりますが、見解を求めたいと思います。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

スマートフォン購入費用の助成事業につきましては、議員お示しの東京都では65歳

以上を対象に、マイナンバーカードを取得または申請中の方で、初めてマイナンバーカード対応のスマートフォンを指定店舗で購入し、市公式ＬＩＮＥへの登録、費用及び操作などの説明を受けた人など要件を定め、スマートフォン本体購入費及び充電器購入費、事務手数料、データ移行料、アカウント設定料を補助しております。

行政サービス等のデジタル化を進める中では、多くの市民がデジタル化による恩恵を受けられるような環境づくりは必要であるというふうに考えております。その中で、スマートフォン購入費等補助はスマートフォンの利用開始を後押しし、行政情報の取得やオンラインサービスの利用促進につながることが期待されるものと認識しておりますが、対象者の範囲、補助額の設定、財源の確保など検討すべき課題もございます。そのため、購入補助の有効性や他自治体の事例を踏まえつつ、スマートフォン教室や相談支援といった利用支援との組合せも含め、実施に向けて制度設計について検討してまいります。

○友永修議長

米田議員。

○20番　米田貴志議員

確認をいたします。答弁でございますが、スマートフォン購入費等補助はスマートフォンの利用開始を後押しし、行政情報の取得やオンラインサービスの利用促進につながることが期待されるものと認識しているとの答弁がございました。本当にそのとおりだと思うわけでございます。デジタル化の恩恵を受けていただける市民をいかにして増やしていくのかが大切であると同時に、それは今後の行政運営に多大な恩恵をもたらすことにもなります。言わばデジタル化による好循環が生まれてくるわけでございます。

この秋に予定されております地域ポイントは、スマホをお持ちでないと受けることができないわけでございます。また、紙媒体による商品券が次回以降にあるとも限らないわけでございます。

本市は、今後もデジタル化を進める計画にのっとって着々と進捗していくものと思いますが、その都度、恩恵をお受けいただける市民が増えなければならないと思います。答弁にも、購入補助の有効性や他自治体の事例を踏まえつつ、スマートフォン教室や相談支援といった利用支援との組合せも含め、実施に向けて制度設計について検討してまいりますとございました。できれば令和９年度からスタートできますよう、しっかり予算要求をしておいていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、続きまして資料４を御覧ください。現計画は令和10年度までの計画であるわけでございます。となりますと、当然のことながら、令和９年は現計画の精査が行われ、最終年の令和10年には新たなデジタル化を推進する計画が策定されるものと考えます。

市内には、まだまだスマホをお持ちでない方、操作に不案内な方々、特に御高齢者にその傾向があるようでございますが、本市の高齢化率は７月31日時点で29.6％で、約５万2907人という統計がございます。もちろん、65歳以上の方全てがデジタルディバイドの対象ということではございません。逆に、今回の取組の中で推進委員になってくださる方もおられるかも分かりません。ただ、11年度以降も誰一人取り残されないやさしいデジタル化を目指すためにこのデジタルディバイド対策は継続していく必要性があると考えますが、本市の見解を求めます。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

デジタル化は今後も進展していくものと認識しており、それに伴い、デジタル機器の操作に不慣れな方への支援は引き続き必要であるというふうに考えております。

本市といたしましては、現計画に基づく取組を進める中で、令和11年度以降につきましても社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえながら、必要な対応を継続して検討し、引き続きデジタルディバイド対策に取り組んでまいります。

○友永修議長

米田議員。

○20番　米田貴志議員

ありがとうございます。まず、これまでの質疑におきまして建設的な答弁を頂いたことに感謝を申し上げたいと思います。

デジタル化の推進を図るということは、市民の利便性を大きく向上させると同時に行政運営の効率化も図ることになり、両面で大きなメリットがございます。そして、行政の効率化が進む中で財源も生まれてくれば、新たな市民サービスを想像して実現する好循環にもつなげることが可能となってまいります。

これからも、デジタル化は市民の皆様の新たな恩恵を生み出すものである、こういった姿勢を大切にしていただきまして、あらゆるサポートの方法の検討を重ね、今後も取り組まれることを願いましてこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、２項めの本市のふるさと寄附の状況につきまして質問を続けさせていただきます。

壇上から、右肩下がりの現状や中間事業者の導入など、本市の現況について尋ねました。これはもう皆様も御承知だと思いますが、一言で言うとＹｏｇｉｂｏ頼みになっていたということかと思います。しかしながら、それだけ本市のサイトに注目も集まっていたということでもあるわけでございます。残念なのは、他の産品にその広がりを見せられなかったことにあるのかもしれません。そのようなことを踏まえ、令和６年にはサイトページの一新を求め、現在は改善されているようでございます。

もう一度、先ほどの資料５、これを御覧いただきたいと思います。繰り返しますけれども、昨年は２億5000万でございます。約２億5300万です。そして、赤の棒グラフで示しておりますが、今年度のふるさと寄附の目標額は８億1000万でございます。単純に現在の状況から鑑みると、かなりハードルが高い目標になっていると思います。

しかしながら、掲げてる以上は目指さなければなりません。恐らく市側にはその根拠となるもの、こういったものがあるのかと思いますが、見解を求めたいと思います。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

2026年を最終年度とします総合計画第１期基本計画におきまして、2023年の計画策定時に基準としました2021年実績を上回れるように10億円を目標値としているところでございます。こちらの目標には至ってない状況ではありますが、現状に合わせた下方修正ではなく、目標を維持したまま、そこに向けての寄附金増収を目指したいというふうに考えております。

○友永修議長

米田議員。

○20番　米田貴志議員

もう今の答弁で皆様もいろいろ御想像がつくかと思いますが、いわゆる総合計画に基づいた数字ということでございます。目標には至らないが、下方修正することなく

取り組むとのことでございました。

志が高いということはよいことだというふうに私も思いますけども、現時点ではあまりにも現実と乖離した目標設定になってはいないかと不安を覚えているところでございます。もちろん、中間事業者の方とは当然その目標について共有はできているんだろうと思うわけでございますが、中間事業者の方はその目標達成のため、年間を通して数字の積み上げでございますが、例えば資料、最後の６を御覧ください。ふるさと寄附というのは、御承知のとおり、通常12月が最もアクセスが全国的に集中をいたします。寄附が最も集まる、言い方は悪いですけども、繁忙期にもなるわけでございます。これからここへ向けての仕掛けなども含め、どのような取組を行っているのか、またこれまでの取組との大きな相違点も併せてお示しを頂きたいと思います。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

中間事業者には複数の業務にわたって取組を実施してもらっているところでございますが、特に注力したい点について御答弁いたします。

まずは、寄附しようと考えている方に本市の返礼品の情報などが目に留まる仕掛けが重要であるというふうに考えております。そのため、ポータルサイトのＳＥＯ対策、これはグーグルやヤフーなどの検索エンジンで、特定のキーワードで検索したときに本市のサイトが上位に表示されるというように整える取組というところです。この対策によりまして、寄附者に選ばれやすい画像編集など、専門的知識を必要とする作業を担っていただいております。

また、魅力的な返礼品の開拓も重要であり、市内事業者への働きかけを行っていただいております。新規返礼品の開拓の現場では、返礼品提供者の中には、ポータルサイトに商品写真を掲載することが苦手なことを理由に踏み切れない方もいらっしゃいます。こういった方へのフォローとして、ふるさと寄附のポータルサイトの運用、管理に関する業務の一環としまして、写真撮影や紹介文の作成協力等も行っていただいております。

そのほかにも、返礼品の発注、発送、受領証明書等の発行、寄附者や返礼品提供者からの問合せにも対応いただいております。

○友永修議長

米田議員。

○20番　米田貴志議員

るる改善点について答弁を頂きました。きっと恐らく他の自治体も同様のことを考えているということもお忘れなく進めていただきたいなと思うわけでございますが、それらの効果が一日も早く発揮されることを望むものでございます。

そして、もう１つ尋ねますが、寄附者の方々に対するフォローアップ、これは前もお尋ねをしたことで、大事ですよということを申し上げたと思うんですけども、このフォローアップについてはどう取り組むのか、また中間事業者はどのようにお考えなのか。

寄附者を顧客化することは、常々大切と考えております。１回限りの寄附者ではなく、継続して関わる応援者になっていただくことが必要だと考えます。そのためには、返礼品の満足度だけでなく、地域への共感、接点の継続、再訪や再寄附の動線を設計する必要があるのではないかと考えますが、見解をお示しください。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

議員御指摘のとおり、本市に関心を持っていただき、御寄附をいただく方ということは非常にありがたい存在であるというふうに考えております。

御寄附いただいた方がふるさと寄附サイトにレビューを書き込んでいただく事例はこれまでもございましたが、以前御指摘いただいたとおり、そういったレビューに返信はできておりませんでした。この点についても改善するため、中間事業者導入後は中間事業者が返信文案を作成し、市と調整した後に返信を書き込みさせていただくようにしているところでございます。

また、現状においては御寄附いただいた方へのフォローは十分にはできておりませんが、ＤＭ、ダイレクトメールの発送など、前向きに検討を進めているところでございます。

○友永修議長

米田議員。

○20番　米田貴志議員

レビューというのは、これは繰り返し同じことを言ってるかも分かりませんけども、寄附者との対話になるわけでございます。重要であるということを申し上げたわけでございます。その点を踏まえての改善ということを受け止めさせていただきたいと思います。それらを含め、今後も寄附者へのフォローアップの向上に努めていただくことを期待しておきたいと思います。

さて、岸和田市では、寄附の使い道を８区分で示しております。この使い道が明確ということは強みだと思うわけでございますが、寄附者にとっては、何にどれだけどのような効果があったのか、地域課題の解決にどう結びついたのかなどを継続発信することも必要ではないかと考えます。要は寄附の行き先の見える化をすることで、共感も広がり、継続的な支持につながる可能性が高いと考えられることから、本市においても取り組むべき課題と存じますが、見解を求めたいと思います。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

寄附の使い道につきましては、本市のホームページ上のふるさと寄附と同一ページ内にリンク貼り付けし、区分ごとに使い道をお知らせしております。このことにより、これから寄附しようという方や継続的に寄附をしようという方の共感につながればというふうに考えております。

今後もホームページの見せ方などについては絶えず工夫し、より共感を得られるよう努めてまいります。また、先ほど申し上げましたＤＭに寄附の使い道などを盛り込むなど、新たな取組についても積極的に調査研究してまいります。

○友永修議長

米田議員。

○20番　米田貴志議員

ここの見える化という捉え方が、私は非常に大事だなと思うんですね。確かにホームページには貼ってあるんです。先ほど部長のほうから、お知らせという言葉が出ました。それと見える化というのは違うと思うんですね。そこをどう認識していくかということが大事ではないかなと思うんです。

ふるさと納税を取り巻く環境というのは、年々変化をしているわけでございます。そして、各自治体が頭を悩ませ、今皆さん悩んでいただいておりますけれども、工夫し、決められた枠の中でまさにアイデア勝負の様相を呈して、自主財源確保の重要な戦略になっているわけでございます。冒頭に言いましたけども、見える化、これ、重要なアイテム化をしております。そういった意味で、引き続き向上させられるように求め

ておきたいと思うわけでございます。

そのような中、近隣市である泉佐野市では、＃ふるさと納税3.0というんですか、こういったものが考案をされまして、大変効果を得ているというふうに伺っておるわけでございます。また、他の自治体が既に横展開をされているということも聞いているわけでございますけども、まずは本市として、この泉佐野市さんが掲げておられる略して＃3.0についてどのような見解なのかお示しいただきたいと思います。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

近年の各自治体の取組傾向としましては、モノ、物品から体験などのコト、体験、サービスの充実やガバメントクラウドファンディングを通じまして、返礼品によらないファンの獲得、これは関係人口の創出やストーリー性の共感について積極的に取り組んでいるというところです。

議員御指摘の＃3.0ということでしたか、こちらは事業者支援の手法の１つとして、新たに設備投資や新規返礼品開発に要する経費をふるさと寄附で集めようとするものでございます。現在、調査研究中でありまして、先進自治体への視察や庁内調整を進めてまいりたいと考えております。

○友永修議長

米田議員。

○20番　米田貴志議員

そうなんですよね。＃3.0、略して言いますけども、産品を生み出す企業を誘致、そしてまた市内の事業者を育成する取組かなというふうに受け止めております。

私たち公明会派も実は泉佐野に伺いまして、しっかりレクチャーを受けてまいりました。なかなかすばらしいなというふうに思うわけでございますが、要は寄附が事業者の事業費用に充てられることから、事業者には魅力があるものと思うわけでございます。

また、寄附により応援された事業、また企業が成長し、約束の返礼品を生み出す過程が、寄附者にとって返礼品以上の価値を感じられる取組でもあるのではないか。私たちはこのように感じたわけでございます。

先ほど申し上げました見える化でございます。でも、新たな視点を得られる寄附ではないかと考えます。そう考えると、ふるさと寄附は、先ほど部長からも答弁ございましたが、モノからコト、そして今や既にインキュベーションにもなろうとしているのではないかと私は思っているところでございます。であれば、寄附の価値を高める取組として、寄附者が得る満足感とは何なのか、寄附者が求める見える化とは何なのか、こういったことを問い続ける中に、岸和田オリジナルの新たなふるさと寄附が生み出されるのかもしれません。

今年度の目標は、先ほど言いましたとおり、高い高い壁ではございますが、それ以上に本市の取組に新たな価値を見いだせること、そして加わること、このことに期待をいたしまして、私の今回の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

暫時休憩します。

午前11時19分休憩

午後１時再開

○友永修議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

まず、小西議員。

（１番　小西拓槙議員登壇）

○１番　小西拓槙議員

きしわだ未来の小西拓槙です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問に参加いたします。

岸和田市競技スポーツ大会出場奨励金制度について。

本制度は、令和７年第２回定例会において複数の議員が全国大会や世界大会に挑戦する市民を本市として応援する制度の創設を提言したことを受け、令和８年４月から開始していただいたものです。要綱第１条では、市民のスポーツ活動の推進、競技力の向上及び心身の健全な育成を目的としています。全国大会等に出場する市民の経済的負担を軽減し、その努力と成果を本市として奨励する大変意義のある制度だと考えています。まず、提言した中の１人の議員として、制度の創設に御尽力いただいた市長をはじめ、担当部局の皆様に感謝申し上げます。

ただ、一方で制度の開始後、市民の皆様から、厳しい予選を勝ち抜いて全国大会への出場資格を得たのにもかかわらず、主催団体が市の定める系列に属していないという理由で奨励金の対象外になったとの相談が寄せられました。

現在の交付基準では、全国大会については、国または日本スポーツ協会、日本レクリエーション協会、日本パラスポーツ協会、日本オリンピック委員会の４団体、もしくはその加盟・傘下団体が主催していることが必要不可欠な条件とされています。そのため、複数の選手やチームが参加する厳しい予選を勝ち抜いた大会であっても、４団体系列でなければ対象外となります。その一方で、４団体系列であれば、予選参加者が極めて少ない場合などは、１度でも勝って全国大会の出場資格を得れば対象となってしまいます。

奨励金は、金額だけの問題ではありません。全国や世界へ挑戦した市民の努力を自分たちのまちがどのように受け止め、評価し、励ますのかという問題でもあります。もちろん行政が公金を支出する以上、明確な交付基準と一定の線引きが必要であることは私も十分に理解をしています。

また、４団体との関係性は、大会の信頼性を判断する上で有力な目安の１つになるとも考えています。しかし、４団体系列であることが個々の大会の全国性、競争性、選考の厳格性及び開催実績まで当然に保障するものではありません。

今回問いたいのは、主催の団体の系列だけを必要不可欠な条件とし、大会の実態を審査しない現在の線引きが制度目的に照らして合理的であり、市民にとって実質的に公平なのかという点です。基準が明確で誰が見ても判別しやすいことと、その場所に線を引くことが制度目的に照らし合わせて合理的であることは別の問題です。

そこでお伺いいたします。要綱第１条が掲げる市民のスポーツ活動の推進及び競技力の向上と、大会規模や競争性を原則として考慮せず、４団体系列であることだけを必要不可欠な条件とすることとの間にどのような合理的関係性があるのでしょうか。なぜ４団体系列という場所に線を引くことが市民にとって実質的に公平な基準となるのか、具体的にお答えください。

以上で壇上からの質問を終え、以降は自席にて質問いたします。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

岸和田市競技スポーツ大会出場奨励金交付要綱の第３条に交付の対象となる大会等を規定してございまして、全国大会の主催者は、国または公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、もしくはこれらの団体の加盟団体や傘下団体としております。

これらの団体なんですけれども、我が国のスポーツ界を統括する中央競技団体でございまして、公共性、客観的な公平性、それと大会の信頼性を担保することができるほかに、明確な線引きを行うことで恣意的な判断を排除させていただいて、全ての市民に対して公平な基準で審査できるものというふうに考えているところでございます。

また、参加者数の多寡など大会規模でありますとか競争性といった流動的な要素による基準では、公平性や透明性を担保することが難しいというふうに考えているところでございます。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

今の御答弁では、４団体系列かどうかを判別しやすいことは説明となっておりますが、しかし、なぜその場所に明確な基準として線を引くことが制度目的に照らして合理的なのかは説明されていません。

仮に、例えばなんですけども、主催団体の本部所在地が東京都内にある大会だけを対象とすると。例えばですけど、こういう基準を設けたとします。本部住所を確認すれば誰でも同じ結論になるため、線引きは客観的で明確です。しかし、本部が東京にあることと市民のスポーツ活動の推進や競技力向上との間に合理的な関係性がなければ、その線引きは公平とは言えません。

同じように、４団体系列かどうかは判別しやすいというだけでは足りなく、４団体系列であることが個々の大会の全国性、競争性、選考の厳格性及び信頼性を当然に担保するという判断を制度設計時にどの資料と比較調査に基づいて行ったのか、具体的にお答えください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

今回のスポーツの大会出場奨励金交付要綱でございますけども、制度の制定に当たりまして近隣の各市町村でありますとかそういった自治体を参考にさせていただきまして、私どもとして、今回奨励金の交付要綱をスタートするに当たりまして、一番客観性でありますとかそういった基準を透明性があるものにするために、市としてその政策的判断をさせていただいたというところでございます。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

確認しているのは、４団体の一般的な信頼や系列所属だけを必要不可欠な交付条件にする合理性でございました。この合理性を検討した当時の資料の記録はあるのかないのかみたいなところまではお答えいただけなかったと思います。

線の見えやすさとその線の公平性を分けて確認したところ、この同じ基準を全員に当てはめることがなぜ実質的な公平と言えるのかを伺います。

明確に線を引いていることと、その線を引く場所が公平であることは別の問題です。４団体系列であれば参加規模の小さい大会でも対象となる一方、多数の選手やチーム

が参加し、厳格な予選が行われる大会でも、４団体系列でないことを理由に対象外となっています。

この取扱いについて、単に同じ基準だから公平という説明ではなく、制度目的との関係から実質的な公平性をどのように説明するのか、お答えください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

競技スポーツの種目によりまして、地方予選の参加者または参加チームの多寡に違いはありますけれども、流動的な要素による基準では公平性や透明性を担保することが難しいというふうに考えてございまして、国や４団体、その加盟団体、傘下団体が主催する全国大会を対象にさせていただくことで、全ての競技に対して同一の客観的基準を適用いたしまして、公平性や透明性を担保できるものというふうに考えているところでございます。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

参加者または参加チームの数が多く、その数によって厳格な予選が行われていたとしても、それは流動的であるからという言葉を使って公平性や透明性が担保できないとして、やはり判断基準は４団体系列であるかどうかであると再度おっしゃっておりました。

この区別を公金給付の政策判断として行う以上に、法令の趣旨との整合性をどのような手続で確認したのか伺います。

公金による給付において市民を異なる取扱いとする以上、その区別には制度目的に照らした合理的な理由が必要です。主要団体が４団体系列であるかどうかだけによって交付対象を区別していることについて、憲法第14条の平等原則と整合していることをどのような検討過程と資料に基づいて確認したのかお答えください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

議員御指摘の日本国憲法第14条につきましては、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によりまして、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」というふうに規定をされております。

本制度におきまして、国や４団体とその加盟団体、傘下団体が主催する全国大会を交付対象にして、それら以外の全国大会を交付対象にしていないことが、今御説明させていただきました日本国憲法に抵触するものではないというふうに判断をしているところでございます。

また、今回の交付対象となる全国大会等の制度の決定過程では、他市事例等も参考にさせていただいて、限られた財源の中であくまで行政上の政策判断に基づいて決定をさせていただいたものでございまして、現時点における効果的なスポーツ振興を図るための客観的かつ合理的な区分であるというふうに認識してございます。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

どのような検討過程と資料に基づいて確認をしたのかとお聞きしましたが、具体的な検討資料は示されませんでした。

また、事前の回答では近隣市の制度を調査したとのことですが、近隣市の多くは４団体系列だけに限定せず、その他これらに準ずる団体と記載するなど、包括的な規定を設けています。他市事例を参考にしながら、なぜ本市はより限定的な制度設計を選

択したのか。その理由についても、要綱第１条の制度目的や憲法第14条との平等の原則の関係から十分な説明があったとは受け止められません。

複数の選択肢がある中で、日本一のスポーツのまちを掲げる本市が、なぜ多様な競技に挑戦する市民を幅広く公平に評価できる仕組みではなく、４団体系列以外を一律に対象外とする、より限定的な仕組みを選択したのか。その施政方針との整合性も含め、疑問を感じざるを得ません。

では、この線引きによって新興スポーツや民間発祥競技に取り組む市民にどのような影響が生じているかという点について、次の質問に移ります。

新興スポーツなど競技の歴史が浅いスポーツ、ダンス競技及び民間発祥競技は、競技人口や大会規模が大きくても既存の中央団体系列に属していない場合があります。最近、ダンスなんかは学校の授業でも習うわけですが、こうした競技に取り組む市民が大会の実態を評価される前に交付対象外となることについて、市はどのように考えていますか。現在の制度が既存の中央団体系列に属する競技を構造的に優位に扱っていないか、お答えください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

本制度では、市民のスポーツ活動を広く支援すると同時に、公金から奨励金を交付するという性質上、その対象となる大会や競技の客観的な公平性及び厳格な中立性を確保しなければならないというふうに考えております。

新興スポーツや民間発祥の競技の中には、同一の競技名であっても複数の民間団体がそれぞれ独自の基準で全国大会を主催しているケースなど、大会のレベルや選考プロセスが多様でございまして、市として一律かつ公平にその水準を担保することは困難というふうに考えてございます。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

今の御答弁で、同一競技に複数の民間団体が存在し、それぞれ独自の基準で大会を運営しているため、市として一律に水準を担保することが困難だと説明がありました。

しかし、本市の実際の交付実績と明らかに矛盾しています。本市には、同じ硬式野球という同一競技において、異なる民間団体であるヤングリーグとポニーリーグの大会についてそれぞれ奨励金を交付しています。両者は別の法人、団体であり、先ほどの答弁に照らし合わせると明らかなダブルスタンダードです。

今の御答弁では、両者のこの異なる取扱いについて、憲法第14条の平等原則に照らした合理的な説明は成立していません。見解を求めます。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

交付要綱に照らしまして、いろんな団体がございますけども、今回交付要綱に対象としている団体、国または４団体、それに関係する団体というふうな御説明をさせていただきましたけども、その基準に適合する団体であれば、それは公平性の下にすべからく奨励金を交付させていただいてるというところでございますので、今お話ししていただきました各団体が私どもが策定をさせていただいています要綱の対象団体に当たれば、すべからく奨励金を交付させていただいているというところでございます。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

結局、４団体系列だから信頼できるという結論を繰り返す循環した説明でしかありませんでした。

それでは次に、系列外の民間団体に水準の信頼がないとレッテルを貼り、その実態を見ることがなく排除するその取扱いが、本市の掲げる民間活力の活用と果たして整合するのか伺います。

本市スポーツ推進計画は、民間団体、スポーツ団体及び大学に蓄積された資源や人材を生かすことを掲げています。市は、イベント、大学連携、トップアスリートとの交流などで民間の力を活用しています。民間の力が行政運営に必要なときは連携を掲げながら、民間団体が育てた競技や大会に出場した市民を支援する段階では４団体系列でなければ信頼できないことを理由に実態調査も行わず対象外とすることについて、市の姿勢としてどのような一貫性を説明するのか、お答えください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

本市スポーツ推進計画における民間活力の活用と奨励金制度の基準との整合性及び市の姿勢についてでございますけれども、スポーツの裾野を広げるための連携及び活用と、公認の競技大会を支えるための公金給付というそれぞれの目的の下に事業を推進をさせていただいているところでございます。

スポーツの普及でありますとか親しみやすい環境づくりに向けましては、民間団体や新興スポーツの持つ柔軟性でありますとか発信力、話題性を最大限に連携及び活用することが極めて効果的であるというふうに考えているところでございます。

一方で、公金を給付する奨励金につきましては、公平性や透明性の担保が求められ、全ての競技に対して同一の客観的基準を適用する必要があるというふうに考えているところでございます。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

ここまで制度目的と基準の関係を伺いました。次に、問題が明らかになった場合に誰が改善責任を負い、議会としてどう向き合うのかを確認いたします。

担当課との意見交換では、問題提起したときに、一般質問などで議員から提案してくださいという趣旨の発言がありました。一般質問が政策提言の場であることは当然ですが、具体的な制度設計、要綱作成、予算調製及び事業執行の第一次責任は市長及び執行機関にあります。本制度を設計し運用する執行機関として、明らかになった問題を自ら調査し、改善策を作成する責任があることは認識されていますか。

また、議員からの提案で具体策を求めるのもいいんですが、制度設計後の改善となると今回みたいにすごく時間がかかってしまって、不利益を被る市民の方々にお時間を頂くことにもなります。それを前提に提案してと言ったのであれば、制度完成後に提案を求めるのではなく、計画段階から議会への事前説明、意見聴取または所管委員会との政策協議を行う仕組み、こっちのほうがよっぽど市民のためになると思うのですが、やられる予定ですか。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

事業執行に関する要綱作成でありますとか予算調製を適正に行う第一次的な責任が議員おっしゃるとおり市長及び執行機関にあることは当然認識してございまして、制

度開始後に生じた課題でありますとか改善点は、市が主体的に調査を行いまして、必要な見直しや改善策を打ち出していくものであるというふうに考えているところでございます。

今後も、本制度が市民にとってより有益で活力につながるものとなるように、議員や市民から頂く提言でありますとか御意見等も参考に、引き続き適切な制度運用に努めてまいりたいと思っております。

なお、現時点において、個別の制度を策定前の段階から議会へ事前説明を行ったり、所管委員会との政策協議を行うという新たな仕組みは想定してございません。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

想定されてないということで、ただ時系列的にいっても制度開始前に話し合えたほうがよっぽど時短にもなりますし、市民目線かなと思ったので残念です。

また、制度をすぐに改善できない理由として、議会で御議決いただいていることもありますしと、そういう趣旨の発言もありましたが、そんな議決したんだから制度を早々に変えるなってこんなおっしゃったり怒っちゃうような先輩議員、この中にいらっしゃらないですよ。その中で、本当にさっき言った議会で御議決いただいていることもありますしという趣旨の発言は理由としてどうなのかなと思いますけども、スポーツ施策の重要事項を調査、審議する審議会への諮り方については改善できるんじゃないかなと思っています。

事前協議の中で、本制度についてスポーツ推進審議会には制度決定前に意見を求めたのか、それとも制度決定後の報告であったのか教えてください。

また、４団体に限定することの妥当性や新興競技の取扱いについて審議しましたかと質問したところ、制度開始後の令和８年５月に報告を行っており、回答では、４団体に限定することの妥当性や新興競技等の取扱いについて、委員からの御意見はございませんでしたとされています。

しかし、スポーツ推進審議会の議事録を確認したところ、委員から「今ここで、これはどうなのかと言ったところで変わるわけではないのですね」との発言が記録されており、これに対して、「そうですね。どちらかというとこの紹介みたいな形になって申し訳ないんですけれども」とあります。これは少なくとも、制度開始後の事後報告では委員が疑問や意見を示したとしても制度変更につながらない進め方への問題提起であり、苦言と受け止めるのが自然ではないでしょうか。

審議会への報告が制度決定後であれば、委員は制度設計に実質的に関与できません。意見が出なかったことをもって制度は大丈夫だと判断する前に、変更可能な段階で十分な情報と選択肢を示し、意見を求める必要があるのではないかと私は思います。

市は、この委員の発言をどのように受け止めたのでしょうか。また、なぜ事前回答では、委員からの意見はなかったと回答したのか。この発言を意見に含めなかった理由を説明してください。

あわせて、制度変更が可能な段階で審議会へ諮らず開始後の事後報告にとどめた理由と、４団体限定の妥当性、新興競技及び民間主催大会の取扱いをいつまでに正式な審議事項として諮るのか、お答えください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

議員御指摘の審議会委員の発言につきましては、既に開始している事業であり、事

業実施後では意見を頂いても直ちに制度変更につながらないのではという意味の発言というふうに捉えてございます。

事業実施後とした理由なんですけれども、スポーツ推進審議会は附属機関になっているんですけれども、スポーツ基本法に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に係る重要事項について調査、審議するために設置をされておりまして、議会へ予算を提案する前に全ての事業を審議会に諮ることはできないというふうに捉えているためでございます。

今後は、本制度を開始してから１年が経過する令和９年度の審議会におきまして、制度の運用状況でありますとか実績、検証結果等について諮っていきたいというふうに考えております。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

私は、委員の発言が明らかな苦言であったということは思っておるわけです。

また、担当課は成果指標として、大会参加者数、定期的にスポーツをする市民の割合及び奨励金交付件数を挙げています。しかし、交付件数は行政の実施量であり、目的に掲げる競技力向上という成果そのものではありません。

交付を受けた選手の経済的負担の軽減、次の大会への挑戦意欲、競技を継続する意向、申請前相談で対象外となった件数や競技名、理由などを成果指数及び検証資料に加える考えはありますか。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

本制度の創設によりまして、全国大会等に臨む選手への経済的支援を通じまして、市民の挑戦意欲を醸成いたしまして、本市の競技力向上と心身の健全な育成の好循環を生み出す効果を期待しているところでございます。

その効果の検証方法といたしまして、市民のスポーツ活動の推進、これに向けては競技スポーツ大会への参加者数でありますとか、定期的に運動、スポーツを実施する市民の割合を成果指標とさせていただきまして、また競技力の向上に向けては奨励金の交付件数を成果指標にさせていただいて、検証をしていきたいと考えております。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

やはり市は奨励金の交付件数を成果指標にするというお答えでした。交付件数だけだと、交付を受けた選手にどのような効果があったのか、また制度の入り口で誰が除外されたのかを測らなければ、制度に対しての公平性の検証や波及的な効果の検証はできないと考えます。

あとは、必要なデータというのは年度末を待たなくても蓄積はできるんですけども、検証と改善の速度を次は伺いたいなと思います。

制度の効果を検証するに当たり、一定の実績やデータを蓄積する必要があることは理解をしています。しかし、制度を１年間という時間軸や年度縛りでの検証が唯一の方法ではなく、この時間縛りは市の都合であって、決して市民目線ではありません。

利用者の声や対象外事例を短い周期で確認し、制度を運用しながら課題を検証し、明らかになった問題については年度途中でも改善していく。ここで重要なのは、制度を運用しながら検証することと、運用途中で問題を改善することは両立できるということです。

本制度について、既に市民から対象外事

例が示され、今回の一般質問においても、４団体系列という線引きと制度目的との合理的関係性など具体的な問題を指摘しています。

そこでお伺いします。本制度を１年間固定してから検証するのではなく、令和８年度中の申請、相談、意見及び対象外事例を随時集約し、年度途中に中間検証を行う考えはございますか。

また、その検証によって現在の交付基準に改善すべき問題が確認された場合には、１年間の経過を待たず、年度途中でも要綱を改正するよう御考慮いただけたらと思うんですが、見解を求めます。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

本制度ですけども、令和８年度に開始をさせていただいたんですけども、現在のところ、申請受付でありますとか市民の問合せへの対応を含めまして、特段の混乱でありますとか課題というふうにはないふうに円滑に運用している状況でございます。

ただ、今、議員に御指摘いただきましたいろいろな市民の御要望等もあると思いますので、それはまずこの１年間の運用実績でありますとかデータをしっかりと蓄積、分析をさせていただいた上で審議会等に諮りまして、客観的かつ総合的な視点から検証を行いたいというふうに考えております。

また、利用者からの御意見でありますとか対象外事例などのデータ集約は、１年待つということではなしに、随時これは集めて進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、仮に運用の過程で緊急に是正すべき重大な課題が確認された場合には、これは１年云々というその期間ありきではなしに柔軟かつ迅速な対応を検証するなど、常に制度のブラッシュアップを意識した検証に努めてまいりたいというふうに思っております。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

先ほど、緊急に是正すべき重大な課題とおっしゃられましたが、またこれ、具体的にはどのような状態を指すのか、またこれを判断する判断者とともにお答えください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

今のところ、議員が御指摘いただいております国または４団体、それ以外に対象となるスポーツに関連する競技がどこまでの範囲に含めるのかというような視点も、もう少し年間を通して実績等を踏まえながら、市としてやっぱり奨励金として公金を支出するものですので、明確な基準、先ほど冒頭からお話しさせていただいている公平性、透明性というのをきちっと確立した上で要綱を変更するにあっても検討、検証をしていきたいというふうに考えているところでありまして、重大な課題といいますのは、例えば４団体が今交付していますけども、いやいや、もうそういう団体ではなしに、やっぱり公金として支出しても、誰が見てもここまでの協議を含めておかしくない、どんな角度から見ても公金支出に問題ないということが担当部局としても明確にお答えできるようになってから、それは時間をただいたずらに延ばすということだけではなしに、随時事業内容を確認しながら、そこは検証して判断していきたいというふうに思っております。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

ありがとうございます。その可能性はあるということで、まずは１年間の運用実績を見た上で検証したい。あと、緊急に是正すべき重大な課題がもしあるならば、可能性としてですが、１年を待たずにできるというお答えでした。

行政にとっての１年は、制度を検証するための１つの期間かもしれません。しかし、スポーツに取り組む選手にとっての１年は、二度と取り戻すことのできない競技人生の中のかけがえのない時間です。その１年の間に、学生は卒業し、年齢区分が変わることもあります。けがによって競技を続けられなくなる可能性もあり、身体的なピークをいつまでも維持できるものでもありません。私自身、プロスポーツ選手として日本で１番になったこともありますし、プロキックボクシングでは一番有名な団体のチャンピオンにもなれましたが、そんな私の経験からも、全国大会や世界大会を目指して挑戦できる機会や期間は決して無限ではないことを十分に理解しています。

交付対象を変更するかどうかについては慎重な検討が必要だとしても、既に寄せられている対象外事例を把握し、中間検証を行うことまでに丸１年をかける必要があるとは思えません。制度の検証に要する行政の時間によって市民の限られた競技人生における不利益が長期化することは、やはりこれは看過できません。市におかれては、行政上の年度や事務の時間軸だけでなく、挑戦する選手の時間軸も判断材料に入れ、可能な限り早い段階で中間検証を行っていただくことを強く要望し、最後に市長にお伺いいたします。

市長は、日本一のスポーツのまち岸和田を掲げています。しかし、日本一が何を意味するのか明確でなければ、個々の施策が同じ方向を向いているかを検証できません。市長が目指す日本一のスポーツのまち岸和田とは、具体的にどのような状態を指すのでしょうか。その実現時期と成果指標をお示しください。

また、そのビジョンには、新興スポーツ、ダンス競技、民間発祥競技を含め、多様な競技に挑戦する市民を所属系列に関わらず公平に評価することが含まれているのか、お答えください。

○友永修議長

市長。

○佐野英利市長

本市をスポーツのまち岸和田として発展させることで、地域の活性化につなげていきたいと思っております。運動、スポーツは、市民の皆さんが健康で、そして豊かな人生を送るために欠かせないもので、そして幼少期からの運動習慣の定着は、健康増進やそして体力の向上のほか、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸にもつながります。子供から大人まで全世代の市民の皆さんの健康づくりとしてのスポーツ振興をはじめ、そしてスポーツに親しめる環境を整えていきたいと考えております。

議員御指摘のとおり、本市がスポーツのまち岸和田を掲げる中で、スポーツに一生懸命取り組み、そして全国大会など大きな舞台に挑戦する市民の皆様を応援していくことは大変重要であると考えております。私自身も、競技種目や大会の違いによって、選手の皆さんの努力やその価値に違いがあるとは考えていません。

一方で、公費を活用する奨励金という制度である以上は、どこまでを対象とするのかについては一定の客観的な基準、いわゆる線引きは必要であると考えています。対象を広げれば、またその次の大会との境界が生まれます。そのために、この大会は対象で、なぜこちらは対象でないのかという

課題は、完全になくすことは制度上なかなか難しい部分だと考えております。また、大切なのはその線引きが合理的なものであるか、また実際のスポーツ大会の状況に合ったものになっているのかを継続して検証していくことが大切だと思っております。

本制度は、まだ創設して１年もたっておりません。まずは現在の制度を一定期間運用させていただいて、どのような競技、どのような大会から申請があるのか、また対象とならなかった大会にはどのようなものがあるのか、実績や御意見をしっかりと積み上げていきたいと考えています。

したがいまして、現時点において直ちに対象範囲を変更することは考えておりません。ただし、今の制度を未来永劫変えないということではなく、今後数年間の運用実績を見ながら、競技団体や選手の皆様の御意見を踏まえ、現在の基準が適切なのか、そして時代やスポーツを取り巻く環境に合っているのかについて、必要な時期に検証してまいりたいと考えております。

スポーツのまち岸和田を掲げる以上、制度の対象になる、ならないに関わらず、岸和田から全国、そして世界を目指して挑戦する皆さんを応援するという本市の姿勢に変わりはございません。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

ありがとうございます。市長からは、競技種目や大会の違いによって選手の努力やその価値に差はないこと、また現在の線引きが合理的であり、実際の大会状況に即しているかどうかを継続的に検証していくことが重要であるとの答弁を頂きました。この２点は大変重要な視点であると受け止めています。

また、子供から大人まで幅広い世代がスポーツに親しめる環境を整えたいという方向性も示されました。しかしながら、私がお聞きしたスポーツのまちとは具体的にどのような状態を指すのか、何を実現するのか、その達成時期や成果指標については示されませんでした。

日本一のスポーツのまち岸和田は、市長御自身が市民に掲げている方針です。にもかかわらず、現在の制度は全ての大会をその実態に応じて評価するのではなく、４団体系列に属しているかどうかで入り口を分けています。その結果、同等以上の大会に挑戦していても、市の奨励を受けれない市民が存在している。この状況を、まず市長に正確に認識していただけたらなと考えます。その上で、市長が目指す日本一とは、施設環境の充実なのか、市民のスポーツ実施率の向上なのか、競技選手への支援強化なのか、あるいは多様な競技に挑戦する市民を公平に評価するまちづくりなのか。何を日本一にし、そのためにはどのような施策を講じるのかという具体的なビジョンが不可欠です。

また、市長も御存じのとおり、既に具体的な対象外事例が存在しています。今回、制度の合理性と公平性について、複数の問題点を指摘しています。それにもかかわらず、明確な検証時期については先ほどの御答弁からは明らかではありませんでした。

ここで申し上げたいのは、直ちに交付対象を変更せよということではなく、現在対象外となっている市民が現行制度の下で適切に評価されているかを速やかに確認する必要があるのではないかという点です。市民は、問題が示されたときに市長が数年間様子を見るのか、それとも速やかに検証に着手するのか、その対応の姿勢を通じて、市長のスポーツ政策に対する本気度を見ています。

そこで改めて２点伺います。

１つ目、日本一のスポーツのまちとして、具体的なビジョンは現時点で存在するのかしないのか。存在するのであれば、何をどのような施策によって日本一にするのか。

２つ目、現在の対象外事例、４団体と限定してることの妥当性及び先ほど示した包括的な規定について、数年間待つのではなく速やかに検証を行うよう市長として指示するのかしないのか。こちら、明確にお答えください。

○友永修議長

市長。

○佐野英利市長

スポーツのまちを日本一にするというのは、具体的にこうなれば世界一、日本一というのを示せるわけではないと思います。ですが、先ほど申し上げさせていただいたとおり、スポーツのまちにすることで地域の活性化に取り組んでいきたいという思いと、市民の皆さんが健康で豊かになるということの、先ほど申し上げたとおりなんですけども、それをすることによって、市民の皆さんが岸和田はスポーツのまちとして取り組んでいるんだなというふうに感じていただけることが大きくなることで日本一を目指していきたいというふうに思っております。具体的にこういうことだということはお示しすることはできませんけども、そういった思いでございます。

先ほど、２点目、１年間通して運用実績を確認するのか、途中で確認をするのかという指示につきましては、担当課としっかりと協議を進めながら、どの時期に検証していくのがいいのか考えていきたいと思います。今の段階ではこの時期に考えるということのお示しはできませんが、担当課としっかりと調整をしていきたいと思っております。

○友永修議長

小西議員。

○１番　小西拓槙議員

市長は日本一のスポーツのまち岸和田という施策、スローガンを掲げてるんですけども、近隣市を見ても、泉州地域を見てもやはり包括的な交付対象ですが、岸和田市の交付対象がかなり狭いんですよね。日本一のスポーツのまちを掲げるのであれば、そういったところも包括的に、ああ、やっぱり岸和田はスポーツのまちだねと思ってもらえるような施策をこういう新しい施策をするときに考えてやってもらいたいなと思うんですよ。貝塚市さんであったり和泉市さんであったり阪南市さんであったり、もっと交付要件は緩いです。ちゃんと受け取れる人がいっぱいいるんですよ。そうなったときに、岸和田市は限定的、こうやって日本一のスポーツのまちと言ってるのに交付対象者が限定的であることは、あまり魅力的ではないと思っております。

あと１つ、対象外の市民が求めているのは、対象外の大会を何でもかんでも認めてほしいということではない。自分が挑戦した競技や大会について、所属系列の名称だけで入り口を閉じられているのではなく、全国性、競技性、選考の厳格性及び信頼性という実態を公平な基準で一度は見てほしいということです。

４団体系列かどうかは、誰にでも見分けやすい線です。しかし、その線が見えやすいことだけで、その線を引くことの場所が正しいことは同じではない。これ、イコールではないんですよ。

なので、制度設計していただいたこと自体は市民の挑戦を応援する大きな一歩ですが、だからこそ制度の外に置かれた市民の声も記録し、検証し、必要な改善を先送りしないことを求めます。市長が述べられた

選手の努力や価値に違いはないという言葉が要綱と運用にも反映されることを強く要望し、この質問を終わります。

○友永修議長

次に、中井議員。

（23番　中井良介議員登壇）

○23番　中井良介議員

日本共産党の中井良介です。発言のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。

子供の貧困について質問します。

2006年に経済協力開発機構、ＯＥＣＤの対日経済審査報告書で、日本の相対的貧困率が15.7％、６から７世帯に１世帯の割合になりますが、これはアメリカに次いで世界第２位であると報告し、大きな話題となりました。派遣労働が全産業に広げられ、低賃金で不安定な雇用の非正規労働者が急激に増えました。リーマンショックで多くの派遣労働者が仕事と住まいを失ったのが２年後の2008年です。日本社会の中に格差と貧困が広がっていることが誰の目にも明らかになりました。

そして、この事態は、大人の収入に依存する子供にも当然波及します。2012年、平成24年に子供の貧困率が16.3％、６人に１人が貧困の中に暮らしていると厚労省が発表しました。これに対し、子供の貧困を救おうと国内外で多くの人々の取組が進められました。

この翌年、2013年に政府は子どもの貧困対策の推進に関する法律、いわゆる子どもの貧困対策法を国会に提出し、全会一致で可決されました。その第１条で、この法律は、子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供が心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子供一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子供の貧困の解消に向けて施策を総合的に推進することを目的としています。

この法律ができて10年が経過しています。法律の目標に向かってどう進んでいるか、その検証が求められます。また、この法律の目標は、佐野市長が重点に掲げる子育て世代に選ばれる岸和田に重なるものです。

以下、子供の貧困に関わって、３つの点で質問します。

１つ目は就学奨励制度です。

貧困にある子供たちが自立に向かって進むために、人格の確立と知識や技能を身につけ、高校や大学に進学していくことの重要性は言うまでもありません。「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、「義務教育は無償とする」と憲法に定めており、教育の機会均等と教育の無償化は不可分のものです。法律は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと定めています。就学奨励制度がこれに当たります。

質問します。岸和田市の就学奨励制度の認定率と、全国と大阪府の認定率をお答えください。

２つ目に、子ども食堂への支援についてです。子供の貧困について、子ども食堂の活動を取り上げます。

子ども食堂は、子供の貧困対策として食事を提供するだけではなく、子供の居場所として、他の子供たちや学生ボランティア、スタッフ、高齢者たちとの交流の場として位置づけられています。私の知っている子ども食堂を運営している方も、こう述べています。ただ貧困家庭への食事提供ではありません。そもそも月１回や２回の食事で救えることはできません。子供は大人と違い、お金も知識、経験もなく、困ったとき

に頼れる人が少ないのです。親や学校とは違う大人と知り合うことで、子供が何か困ったときに話してみようかなと思える安心感があると思います。

本市には、現在30か所を超える子ども食堂が運営され、これは人口比で府下でも多いほうのようです。子供を救おうと、こうした取組が岸和田の地域の方々や各団体の熱意に支えられているとともに、同時に、継続的な運営においては様々な課題があるとお聞きしています。

まずお尋ねします。子ども食堂、子供の居場所の取組に対し、行政としてどのような継続的な支援を進めていく方針であるかお示しください。

３つ目に、独り親世帯の貧困を取り上げます。

母子世帯の母と子の生活は大変です。厚生労働省の国民生活基礎調査2025年版を紹介します。まず、各種世帯の１世帯の年間所得が、全世帯平均では575万円、高齢者世帯が336万円、児童のいる世帯が857万円、そして母子世帯が345万円です。同じ子供のいる世帯で857万円と345万円の違いがあります。２倍以上の差です。この格差が子供に影響しないわけがありません。

もう１つ紹介します。世帯ごとの生活意識の調査です。全世帯の平均では「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせて55.4％、高齢者世帯は52.1％、児童のいる世帯を合わせて61.5％、母子世帯は82.1％、突出しています。「大変苦しい」が43％、「やや苦しい」が38％です。母子世帯は、母子手当や福祉施策があるので生活は安定していると思われますが、決してそうとは言えない不十分な状態だと言わなければなりません。

質問します。貧困な母子世帯にとって、大事な現金給付が児童扶養手当です。その支給状況を教えてください。

以上で１回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

就学奨励制度の認定率でございますが、令和６年度の数値になるんですけども、岸和田市が24.7％、国が13.31％、大阪府が16.19％となってございます。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

御質問の１の２、子ども食堂への支援について御答弁いたします。

子ども食堂につきましては、地域の皆様の自主的な活動によって、交流の場や地域における子供の居場所としての役割を担っていただいております。

また、国においてもこどもの居場所づくりに関する指針が策定され、地域全体で多様な居場所を確保していくことが重要とされております。本市におきましても、今後策定いたしますこども計画の中で子供の居場所づくりを重要な施策の１つとして位置づけ、その中で、子ども食堂をはじめとする地域の様々な居場所をどのように支援していくのか、方向性を検討していく予定です。

次に御質問の１の３、独り親家庭への支援について御答弁いたします。

児童扶養手当は、離婚した父または母が児童を養育している場合、父または母が死亡し、残された母または父が児童を養育している場合、母が婚姻によらず懐胎した児童を養育している場合などが対象となります。

児童を養育している母または父には、児童１人の場合は月額最大４万8050円、２人

の場合は月額最大５万9400円、以降、１人増えるごとに月額１万1350円を加算して支給いたします。なお、所得制限がございまして、養育している母、また父の所得が基準額を超える場合は、全部支給停止または一部支給となります。

本市における受給資格者数は令和８年７月末現在で2178名で、その内訳は、全部支給者が1271名、一部支給者が633名、全部停止者が274名です。令和７年度の支給実績は11億3703万7140円でございます。

○友永修議長

中井議員。

○23番　中井良介議員

答弁を頂きました。まず、就学奨励制度についてお尋ねをしていきたいと思います。

その前に一言、父母負担の状況で申し上げたいと思います。

今、岸和田では、小中学校ともに学校給食の無償化が実施されています。年間を通じて、１年間無償化というのは初めてのことだと思います。

しかし、まだ学校では教材費など徴収金があります。金額を尋ねますと、小学校では月1600円から2000円。学年によって、少し低学年は安くて、５・６年生になると高くなる。４年生からは、修学旅行費を毎月2000円集めているということです。校区の小学校に聞きました。中学校にお尋ねをしますと、教育費は年に１万円と定めております。月に直しますと1000円ちょっとというところで、給食費がなくなったことで、随分その月々の学校への徴収金というか、父母負担が減ったということが私もよく分かりました。就学奨励によって給食費はカバーされていますが、それを受けられていない家庭にとっては大変助かっているということです。ぜひ給食の無償化を続けていただきたいと思います。

今、就学奨励制度の認定率を答えていただきましたが、岸和田市が24.7％、全国平均が13.3ですから、岸和田が２倍近くあるということです。大阪府の平均が16.2％で、大阪の中でも岸和田は随分高いほうになっています。

再質問したいんですが、岸和田市の認定率が全国平均よりもかなり高く、大阪府でも高い。岸和田市の基準は、生活保護の1.1倍というのが就学奨励制度の認定基準です。その範囲に、全部が同じ制度ではないですが、基本的に国が大きく関わってきた制度ですから大体同じような制度として、岸和田や大阪や全国の貧困の状況がこれによって分かると思うんですが、岸和田はその中に人数がたくさん入っているということです。言い換えれば、岸和田では所得の低い市民がほかに比べて多いということを示していると思います。

今回、就学奨励制度の認定基準を上回ったことで認定されなかった家庭が、認定された家庭とどれほど違うのか。認定された世帯のその周辺にかなりの家庭がおられると思います。認定されなかった世帯も、認定された世帯とはそれほど変わらない経済的困難を抱えている家庭が多いと思います。

ですから、生活保護基準の1.1倍というこういう低い基準をいつまでも続けるのではなしに、他市では1.2倍や1.3倍のところも、大阪府内でもかなりあります。その意味で、現在の岸和田の就学奨励の基準を1.2倍に引き上げることを求めたいと思いますが、答弁をお願いします。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

今、議員のお話にありましたように、本市の就学奨励制度の基準というのは国の生活保護基準を基に定めておるものでござい

ます。

お話にありましたように、基準の引上げについては関係団体からも要望を頂いているところではございます。その見直しについては、国の動向ですとか他市の状況等も勘案しながら、制度の趣旨、あるいは本市の財政負担とのバランス、そういうのも考えた上で必要に応じて検討してまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

中井議員。

○23番　中井良介議員

検討するというお話ですが、市民の生活状況を見てほしいと思います。働く人の収入は上がってはいません。1997年をピークに、賃金は上がっていないんです。名目では上がっても、実質賃金は上がっていません。むしろ、この物価高騰の中で下がっているということが問題です。

もう少し言いますと、税や社会保障の機能は所得の再分配と言われています。この世の中で所得の高い人と低い人がおるということは、これはもう当然というか、この資本主義の社会では当たり前のことです。その格差を是正するために、収入の多い人から税を多く払ってもらって、低い人に社会保障として給付をする。就学奨励もその１つです。

ところが、これが機能していないんです。例えば国民健康保険料を取り上げますと、夫婦と子供２人の４人家族、年収400万円で保険料を出してもらったんですが、63万275円です。年収400万で63万を超える保険料です。高いですが、これが国民健康保険の仕組みになっています。５年前は、同じ400万の収入で保険料は56万632円です。５年間で、10万円ではないですが、８万円ほど上がりました。収入が1000万の人の保険料もちょっとお尋ねをしました。夫婦と子供２人の同じ条件です。保険料は144万7051円と、これも随分高いです。

収入に対する保険料の割合を計算しますと、400万の人は保険料は15.7％でした。1000万円の人は14.47％。どちらも高いんですけれども、400万円の収入の人のほうが保険料の率は高くなってるんです。本来、累進性で高い収入の人が高く払う、率も高くなるというのが当たり前ですけれども、そうはなっていないんです。そういう逆進性というこんなものが今起こってるわけです。これは世界の中でも特異な例と言われる研究者の本がありました。ですから、岸和田の市民、そして子供たちを救うために、貧困や高いそういう教育費にも困っている人たちを救うためにも、1.2倍にしてもらいたいと思います。

もう１つ、例を申し上げます。先ほど、母子家庭の問題で厚労省の国民生活基礎調査というものを紹介しましたが、その中で全世帯の生活が苦しいと答えている方が、2020年との比較ですが、51％から53％に増えています。高齢者世帯は48％から52％、母子世帯は75％から82％と、それぞれ苦しいという答えです。そういう意味でも、ぜひ就学奨励の基準を改定するように求めたいと思います。

次に進みます。

質問の３つ目として、要望が多い入学準備金の支給を早く求めたいと思いますが、４月に入学する新入生へ、学校からの入学説明会の案内を前の年の年末に発送すると聞きました。必要な準備も年明けから始まっていきます。ところが、３月に入学準備金が支給される。もっと早くできないかという強い要望がありますが、いかがでしょうか。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

今、議員のお話にもありましたように、入学準備金の支給時期については、以前９月支給を行っておりましたが、現在は入学前の３月に支給をしている状況なんですけども、支給対象となる世帯なんですが、岸和田市の小中学校に入学予定の児童生徒さんがいる家庭というのが対象になっております。年度末の時期になりますと、当然のように市外への転出ですとか、あるいは市立の学校ではなく府立ですとか私立ですとか国立ですとか、違う学校へ進学をする方も当然いらっしゃいますので、支給対象とならない世帯というのが発生する状況がございます。そういった世帯をも把握するための期間というのを考慮いたしますと、３月の支給時期というのをさらに進めるというのはなかなか非常に困難な状況でございます。

○友永修議長

中井議員。

○23番　中井良介議員

困難があるということは今の説明でも分かりました。この問題をどうクリアするかというのは、１つの課題ではあると思います。

この質問はこれで終わりますが、先ほどから申し上げましたように低所得の方々の非常に生活の厳しい中で、経済的理由で就学困難な家庭を支援するというこの趣旨をぜひしっかりと充実させるようにお願いしまして、この質問は終わります。

次に、子ども食堂への支援についてお尋ねをします。

答弁では、子供の居場所づくりの国の指針もありますし、これから策定していくこども計画の中で子供の居場所や子ども食堂の支援計画をつくっていくという答弁で、これは了解をします。当事者の意見を十分踏まえて策定をしていってもらいたいと思います。

それについて、続いて再質問を行います。

子ども食堂を運営する上で、運営の資金や食材や物資の調達や、スタッフやボランティアの確保など、こういう悩みがあります。言い換えれば、こういうこれらの支援を受けながらやってこられたわけですが、この点で今、岸和田で30か所を超える子ども食堂が活動しているわけですが、これまで社会福祉協議会の働きが大きかったと思います。子ども食堂の立ち上げや資金繰りや食材のことなど、いろいろアドバイスを受けながらやってきたというふうにお聞きをしています。

この点でもさらに市の支援が必要だと思いますが、市として支援の在り方も含めて、今、市がお考えのことをお聞かせいただきたいと思います。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

子ども食堂は、それぞれの地域の実情や運営者の思いを反映しながら、柔軟かつ自主的に活動されることに大きな意義があると考えております。そのため、行政が一律の基準を設けて直接的な財政支援を行うことについては、活動の自由度を損なったり、申請や実績報告書の作成など事務負担が増加する可能性もありますので、慎重に検討する必要があると考えております。

そのため、行政による支援は必ずしも直接的な補助金の交付だけではなく、必要な情報を届け、地域の活動同士をつなぎ、民間の支援資源を活用しやすくするなど、地域の自主性を尊重しながら活動を支えていく仕組みが重要であると考えております。

○友永修議長

中井議員。

○23番　中井良介議員

答弁を頂きましたが、各拠点というか子ども食堂が自主的な活動を行っており、それを尊重して支援していくことが重要だという答弁で、この点は大事なことだと思います。

次に行きます。

子ども食堂は、繰り返しますが、食事を提供するだけではありません。運営しているある方は、子供に関わっていくと、家庭の複雑な状況、親の離婚や経済的な問題があって、子ども食堂に喜んで来たのにすぐ転居しなければならない子がいたり、また養護施設に入っていた子や、親から身体的、精神的な虐待を受けているなどの背景が見えてくるようになりましたと言っておられます。

子ども食堂には、様々な問題を抱えている子供が来るところでもあると思います。子ども食堂をやっている方は、こういう子供たちを何とかしたい、力になりたいと、そう思って活動されていると思います。こういう子供たちを専門性のある、例えばカウンセラーや児童心理司、あるいは専門機関につないで解決のために歩を進めていきたいと思うんですが、この点で市はどのようにお考えでしょうか。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

子ども食堂をはじめとする地域の居場所づくり支援の１つといたしまして、運営者が必要な情報やノウハウを得られる環境を整えることは有効であると考えております。まず、本市の広報媒体を活用し、専用機関の相談窓口を含めた必要な情報を発信することで、関係機関をはじめ、地域住民や企業とのつながりを生み出す取組が重要であると考えます。

次に、行政だけでは持ち得ない専門的な知識や地域ネットワークを活用するため、中間支援団体との連携についても検討するとともに、こども計画の策定を契機といたしまして、現在ある地域の取組を大切にしながら、行政としてどのような支援が効果的なのかを整理し、継続的な子供の居場所づくりにつながるよう努めてまいります。

○友永修議長

中井議員。

○23番　中井良介議員

市長に一言お尋ねをさせてもらいたいと思います。

先日、八木市民センターで市長のタウンミーティングがありました。子育てのことがテーマでしたので、子ども食堂のことも出ました。市長はそのときに、あまり子ども食堂を好ましいとは思っていないという趣旨の答弁をされました。なぜなら、子供の食事というのは親がしっかり作ることが親の務めだと。真っ当な御意見だと思うんですが、市長が子ども食堂についてどう思っておられるのか、ちょっともう１つお尋ねしたいと思います。

○友永修議長

佐野市長。

○佐野英利市長

子ども食堂は、御家庭によって、ある事情によってお１人で食事をされる子供さんにとっては居場所づくりとして大変有意義な場所だというふうには認識しておりますが、先ほど中井議員も言いましたけども、基本的には各御家庭で食事は用意していただけるものがいいのかなというふうに思っています。

○友永修議長

中井議員。

○23番　中井良介議員

そのとおりだとは思うんですが、私も子

ども食堂がさらに盛んにあちこちでつくられたほうがいいなんていうことは思っておりません。やはりちゃんと子供が家庭の中での食事が取れるというのが望ましいわけですし、子ども食堂をやっている人ともそんな話もしています。

ただ、現状を見てもらいたい。お分かりだと思いますが、ちょっと幾つか挙げさせてもらいます。国際ＮＧＯセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、子供を救うという国際的なＮＧＯですが、その日本支部のことが新聞に出ておりまして、この７月に食生活の実態調査結果が発表された。１日１人当たりの食費が500円を下回るなど、困窮家庭での食の危機が深刻化していることが明らかになりました。8736世帯が回答して、９割以上が女性の独り親です。これまでこの団体から支援を受けてきた方々が回答してはるんだと思いますが、９割が物価高騰により十分な食品、食料を買うお金がないと回答しています。学校給食のない長期休暇中、子供の食の状況は極端に悪化している。こういうことです。

もうちょっと付け加えます。大きな話ですが、イギリスの話なんですが、英国人の日本の大学の教授が里帰りで自国へ戻ったときに、食品の高いのに驚いたという。全英では、200万人もの子供がフードバンク、食品支給に頼っているという状況です。

物価高が政治の焦点と化したのは米国も同じだということで、ニューヨークでは、世界一豊かなまちだと思うんですが、住民が家族を養える都市に戻す、ニューヨークの市長のマムダニ氏がそういう市営のスーパーをつくって安く売るという、こういう食料自体が本当に賄えない、そういう状況があるということが現実に今あるわけです。この問題は以上で終わります。

次に、独り親家庭のことについてお尋ねをします。

答弁では、児童扶養手当が母子世帯にとって大事な現金給付ですが、全額支給で月４万8050円。決して多いとは言えませんし、これで生活できるわけではありません。

再質問します。

この間、市役所で児童扶養手当の受給者の方々に現況届の手続を求めてきたと思いますが、何を確認しているのかお答えください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

児童扶養手当は、受給資格を有する方について、毎年８月１日から８月31日までの間に現況届を支給機関へ提出しなければならないと定められております。

また、受給開始から５年を経過するなどの要件に該当する受給資格者に限っては、就業している、または就職活動を行っているなどの確認ができなければ、支給額の一部が停止、つまり受給額が減額される制度となっております。

このため、現況届の手続の際に就業しているかどうか、または求職活動などを行っているかどうかを確認できれば受給額が一部支給停止とはなりませんので、必要書類の提出をお願いしているところです。

○友永修議長

中井議員。

○23番　中井良介議員

働いているか、あるいは求職活動をしているかを報告を求めてるわけですが、働かなければ児童扶養手当を停止したり減額したりするぞという、ちょっとどうかなというようには思うんですが、日本というか、母子世帯のお母さんは圧倒的に働いてるんです。先ほどの生活実態基礎調査を紹介しましたが、そこでは母子世帯の収入源の

80.3％が働いての収入なんです。こういう手当は、１割ほどしかその収入の中に占めていません。この人たちが、実は収入が先ほど示しましたように少なくて、貧困状態にある。

ですから、働いてるかどうかを確かめるだけじゃなしに、どう働いてるか、もっと生活できる仕事をすることを支援することが非常に大事だと思うんですが、その点でいかがでしょうか。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

現在、独り親家庭への支援事業といたしまして、主に公正証書等作成促進給付金支給事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、自立支援教育訓練給付金支給事業、高等職業訓練促進給付金支給事業の４つの事業を行っております。

まず公正証書等作成促進給付金支給事業は、養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用の一部を助成するもので、令和７年度の実績は26件、49万1008円です。

続いて母子・父子自立支援プログラム策定事業は、個別面接を行い、生活状況や就業意欲等を把握した上で自立に向けた支援プログラムを策定するもので、令和７年度の策定件数は32件でございます。

自立支援教育訓練給付金支給事業は、就職やキャリアアップに必要な教育訓練講座の受講費用の一部を支給するもので、令和７年度の実績は９件、356万3138円です。

最後に高等職業訓練促進給付金支給事業は、資格取得のために養成機関で修業する際の生活費の一部を支給するもので、令和７年度の実績は20件、2342万2000円です。また、養成機関での課程を修了した方には別途、修了支援給付金を支給しておりまして、令和７年度は５件、22万5000円となっております。

○友永修議長

中井議員。

○23番　中井良介議員

いろいろ御答弁を頂きました。看護師なんかの仕事に就く、そういう支援も行っておるということを伺いました。

最後に、母子家庭の子供たちへの支援ということでは、あればお答えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

こども家庭応援部では、独り親家庭の児童に対し、直接的な支援を行う事業はございません。

ただし、子育て支援課が事務局として関わっています岸和田市母子寡婦福祉会において、独り親家庭の母と児童が一緒に参加できる事業を実施しております。主な事業といたしましては、研修バスツアー、ミカン狩りなどの日帰りイベント、親子交流会などがございまして、それぞれ30人から60人程度の市民の方に御参加いただいていると報告を受けております。

○友永修議長

中井議員。

○23番　中井良介議員

母と子供が参加するそういうイベントもあるということで、こういう子供たちがこういう体験をするというのはほかの家庭に比べるとやっぱり少なくなっているというそういう調査もありますので、ぜひそういうことも続けていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○友永修議長

次に、昼馬議員。

（８番　昼馬光一議員登壇）

○８番　昼馬光一議員

無所属フォーラムの昼馬です。一般質問させていただきます。３点ございます。

まず１点目、学校水泳の現状等について質問いたします。

学校における水泳授業の始まりは、1955年、昭和30年に高松市沖で修学旅行中の小中学生が乗った連絡船紫雲丸が沈没し、168人が犠牲になる水難事故にまで遡ると言われているそうです。つまり、学校における水泳授業は、命を守るために始めたとされています。

しかし、近年、プールの改修や維持管理のためのコスト削減などを理由に、小中学校の水泳授業を外部の民間業者に委託する取組が進んでいます。本市においても、民間プールへの委託を進めています。

ここで質問します。

外部の民間業者に委託をし、専門家の指導を受けた子供たちの泳力向上には一定の効果があると考えます。ただし、授業計画や成績評価を担うのは教員であることには変わりありません。水泳授業から距離を置く教員の指導力をどのように保つのかが課題で、教員が指導法を学ぶ機会の必要性がこれまで以上に高まっていると思います。どのように対処していますか、お答えください。

２点目です。こんにちは赤ちゃん事業について質問いたします。

こんにちは赤ちゃん事業は、以前、民生委員児童委員協議会に依頼して行っていたと思いますが、現在はこども家庭すこやかセンターの助産師や看護師、保育士などの専門職が訪問しています。こんにちは赤ちゃん事業の制度としては、民生委員、児童委員や子育て経験のある一般人も含めて幅広く登用できるとなっています。

まず、こんにちは赤ちゃん事業は、いつ頃、何のためにできたのかお答えください。

３点目です。普通ごみの有料指定袋制について質問いたします。

岸和田市がごみ有料指定袋制を導入した十五、六年前、財政危機に陥った際、ごみ袋有料化で２億から３億の財源を捻出しようとしたと聞いていますが、ごみ袋の有料化はいつから実施したのか、またその実施に至った理由を御説明ください。

以上３点です。あとは自席でやらせていただきます。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

御質問の１、学校水泳の現状等について、学校教育部よりお答えをさせていただきます。

議員お示しのとおり、水泳の授業計画の作成や学習評価については、民間事業者委託であっても各学校の教員が行ってございます。もちろん、子供たちに対して直接的な指導を行う民間事業者とも綿密な事前の打合せ等を行うこととしてございます。

教員が指導法を学ぶ機会に関するお尋ねでございますけれども、各学校の教員は水泳指導者講習会に参加したり、夏季休業中に実施されるスポーツ振興課主催の初心者水泳教室、こちらに指導員として参加したりすることで泳法の指導法を学んでいるところでございます。今後も同様の取組を継続しながら、教員が指導法を学び、指導力を向上させる、そういった機会の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

御質問の２、こんにちは赤ちゃん事業について御答弁をいたします。

乳児家庭全戸訪問事業、いわゆるこんに

ちは赤ちゃん事業は、平成20年の児童福祉法改正により新設された事業でございます。原則として生後４か月を迎えるまでの全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、家庭における様々な不安や悩みをお伺いするとともに、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭には適切なサービスにつなげることで、地域の中で子供が健やかに育成できる環境整備を目的といたしております。

本市では、民生委員児童委員協議会に訪問を依頼する形で、平成21年６月から事業を開始いたしました。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

御質問の３、普通ごみの有料指定袋制についてお答えいたします。

本市の普通ごみ有料指定袋制は、きしわだ行財政再生プランを契機として、平成22年４月から導入しております。導入の目的はごみ処理に要する財源の確保とごみ減量化の推進であり、特に指定袋の負担を通じて市民の皆様にごみ減量化への意識を持っていただくことを重視しているところでございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

それでは、学校水泳の現状について再質問いたします。

先生方が水泳指導者講習会に参加したり、指導法を学ぶ機会の確保に努めていることを聞いて安心いたしました。

続いての質問です。水泳授業を委託したとしても、子供の安全に対する責任は教員が担っており、指導法を学ぶ必要があると思いますが、どのように対処していますか、お示しください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

水泳指導時の安全確保につきましては、民間委託のインストラクターの方のみならず、引率の教員、こちらも共に指導に当たりながら、プールの内外を問わず安全に配慮しているという状況でございます。

議員お示しのいわゆる自己保全、子供たちが自らの身を守る方法、こういったものについて学ぶ機会についてでございますけれども、今年度は教員向けの水泳指導者講習会におきまして、泳法の指導のみだけではなく、消防本部から消防士の方に講師としてお越しいただいて、救急救命法や水難時の自己保全の方法等について学んでいるというところでございます。今後も同様の取組を継続して、教員が子供たちに自分の身を守る方法を正しく指導できる、そういった指導法を学ぶ機会の確保、こちらに努めてまいりたいと考えてございます。

なお、民間委託の水泳指導におきましても、水難時の自己保全の方法について子供たちが指導を受けているという状況でございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

安全に関しても、教員向けの指導者講習会で学んでいると聞いて安心いたしました。

では、本市における今年度の民間委託の取組状況を教えてください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

本年度は、幼稚園と中学校１・２年生、こちらでは１学年当たり２回、小学校では１学年当たり３回の実施をしてございます。

実施時間は、幼稚園が１回当たり60分、小学校及び中学校が１回当たり75分となっております。

市民プールの老朽化が進み、多くのプールが閉鎖となっていく中で少しでも子供たちが水泳に取り組む機会を多く確保できるように、全ての学校園での民間事業者委託、こちらを目指しまして、既存の民間施設の受入れ枠の拡大でありますとか新たな民間施設の開拓、こちらに努めているところでございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

民間委託における水泳授業においても、学校の先生方が指導と評価や安全に対する配慮などを適切に行っていることがよく分かりました。引き続き、子供たちにとってよりよい水泳授業の継続をお願いいたします。

教育長にお尋ねします。

現在、屋内プールの準備が進められていますが、今後、市内に屋内プールが１つのみで子供たちの泳ぐ機会を確保できるのか、また泳げる力がつくのか、どのようにお考えかお示しください。

○友永修議長

谷教育長。

○谷桂輔教育長

泳ぐ力の習得についてでございますけれども、まず最初に、泳ぐ力は学校が指導する水泳の授業の中で、民間事業者委託も含めまして、そこで身につけていくというのが第一というふうに考えております。ところが、それで全て解決するというわけではございませんので、小学校から中学校にかけて毎年繰り返して水泳指導を行うことで、少しずつ泳ぐ力を身につける子供が増えていくものと考えております。

その際、泳ぐ力の中心的な内容、もう皆さん御承知のように、水中での体のバランスの取り方、必要以上に力を入れないであるとか、適切に脱力をすることで水中でバランスを取ると。それに併せて、水中で動いていくときに必要になってくるのは呼吸でございます。水中での体の保持の仕方及び呼吸の仕方というものを重点的に、繰り返し学校での指導では積み重ねていくことで、それを少しずつ身につけさせたいと思っております。その際、議員もお話の中にありましたように、水難事故などの場合、自分の身の安全を守るための泳力の必要性でありますとか、泳ぐことへの意欲を併せて指導の中では培っていくことが大切だと、このように考えております。

部長のお答えの中にもございましたが、現在、民間の事業者委託を進めておりますが、本市同様、近隣の市におきましてもそのような取組が進んでおりますので、大変過密になっている状況がございます。令和11年度中の供用を目指していただいている屋内市民プールと併用することで安定的に学校での水泳指導ができるものと、このように考えております。

○友永修議長

昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

答弁ありがとうございます。

安定した水泳授業が実施できるものと考えていますとのことですが、先ほどの質問３で答弁いただきました本年度１年間で泳ぐ回数と時間ですが、幼稚園は年２回、時間にして２時間、小学校では年３回、時間にして３時間45分、中学校では年２回、時間にして２時間30分です。この回数と時間では、幾ら正しい泳ぎ方を教えてもらっても、泳げるようになるとは思いません。あとは練習が必要です。

ここで市長に質問いたします。

今、岸和田市に残っているプールは、太田プール、浜プール、桜台プール、中央公園プールの４つの市民プールです。令和11年度にはこの４つのプールも廃止し、中央公園に新設の屋内プール１つとする計画です。どれだけの規模か分かりませんが、１つでは練習する場所が確保できるとは思いませんし、市長の掲げる屋内プール等のスポーツ施設の整備、改修を進め、子供から高齢者まで体力向上、健康寿命の延伸を図りますという公約を達成できるとは思いません。これについてどう思われるかお聞かせください。

○友永修議長

市長。

○佐野英利市長

屋内プールの整備箇所数や規模については、近年の市民プール等、そしてまなび中央公園プールの利用者数、そして屋内プールで受け入れられる学校水泳授業の人数や回数、そして民間を対象としたサウンディング型市場調査等を踏まえて、１か所、規模は25メートルでプールが８レーン程度、そして幼児用プールが適正規模と判断をしております。

私が公約に掲げております屋内プールの整備は、単に新しいプールを１つ造るということではありません。これまでの屋外プールは、どうしても利用できる時期が夏場に限られます。さらに、近年は猛暑が続いて、熱中症への対応など、屋外での活動そのものが難しい日が増えてきています。これからは、天候や季節に左右されず、年間を通じて安心して利用できる屋内プールへ転換していくことが重要だというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、水泳は授業だけで泳げるようになるものではなく、その後、実際に水に触れ、練習できる機会をつくることも大切です。新しい屋内プールについては、学校教育での活用だけでなく、子供たちが泳ぐ機会、そして市民の皆様の健康づくり、高齢者の皆さんの体力維持など、幅広い世代が年間を通して利用できる施設にしていきたいというふうに考えております。

今ある４つの屋外プールから１つの屋内プールになるという数だけではなくて、年間を通じて、より多くの市民の皆様が安全で快適に利用できる環境をどうつくるか。そこを大切にしながら、私が掲げる子供から高齢者まで、体力の向上と、そして健康寿命の延伸につながるスポーツ環境の実現を目指していきたいと思っております。

○友永修議長

昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

市長、答弁ありがとうございます。

市内にプール１か所が適正規模と判断していますということですが、私は幾ら室内プールとはいえ、１か所では物理的に無理があると思います。

まず、専門家の指導を受けた生徒の泳力向上のための練習場所は新設の屋内プールになると思います。行きたくても、アクセスの面で気楽に行けないと思います。

また、岸和田市民は18万5000人います。その受皿に、プール１つで消化できるのか不安であります。今までプールの件で担当課と打合せをしてきましたが、１か所が適正規模と判断していますとかたくなにおっしゃいます。

市長にお願いですが、もう少し市民サービスも考え、柔軟に対処していただくことをお願いし、この質問を終わります。

続きまして、こんにちは赤ちゃん事業について再質問いたします。

それでは、なぜ岸和田市は、民生委員、児童委員へ依頼していたものを、生後４か月までの乳児の家庭訪問を専門職の直接実施に移行したのか、お聞かせください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

こんにちは赤ちゃん事業につきましては、事業開始以降、民生委員、児童委員の皆様の御協力を頂きながら実施してまいりました。しかし、令和４年12月、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金を一体的に実施する事業が創設され、出産後の給付金の支給については、こんにちは赤ちゃん訪問などを活用した専門職や市職員の面談による相談支援が必須となりました。

こうした制度の変化を踏まえ、本市では令和６年度から市の助産師、看護師、保育士等が直接訪問を担当する体制に移行いたしました。

○友永修議長

昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

出産後の給付金の支給に当たって専門職等の面談による相談支援が必須となったことで、民生委員、児童委員さんから専門職に移行したということが分かりました。

ただし、民生委員、児童委員さんや地域の方たちは、以前は町内のどこで赤ちゃんが生まれた家庭があるかなど地域の状況が分かっていたのが、今は全く分からず、唯一、子育てサロンに来る人のことしか分からない。交流して必要な応援をしたいと思うが、情報がないとおっしゃっています。子育てが大変な御家庭の見守りや支援など、地域で協力し、みんなで助け合う社会になればいいと思いますが、協力していけることはあるのでしょうか、お答えください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

民生委員、児童委員の皆様や地域の方々が子育て家庭を見守り、必要な支援につなげていただくことは、本市の子育て支援にとって非常に重要であると認識をいたしております。

現在、市の職員がこんにちは赤ちゃん訪問を行う際には、各地域で実施いただいております子育てサロンのチラシをお預かりし、訪問先へ配付いたしております。また、保健師や理学療法士、管理栄養士などの専門職が子育てサロンの講師としての依頼を受けまして、子供の体の発達や離乳食など、保護者の関心が高いテーマについてお話ししております。

今年６月に新たに主任児童委員になられた方にもこんにちは赤ちゃん事業をはじめとする市の子育て施策を御理解いただくため、主任児童委員の定例会にこども家庭課職員が出向き、御説明をさせていただきました。今後もこうした機会を通じて定期的に情報交換を行い、地域の皆様が子育て家庭を支えていただくために必要な情報を共有してまいりたいと考えております。

○友永修議長

昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

ありがとうございます。民生委員、児童委員さんに情報交換、情報伝達、よろしくお願いいたします。

最後の質問です。

民生委員、児童委員さんや地域の方たちからは、例えば、御飯を作ってもらえない、夏でもあざを隠すため長袖を着ているなど、生後間もない赤ちゃんだけでなく、小中学生の児童虐待ではないかと思われる事象も見受けられ、年々数が増えていると聞いています。

専門職の方々の見方では、岸和田市での状況はどのようになっているでしょうか、お答えください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

市の児童虐待対応件数は、令和６年度まで増加傾向にございましたが、令和７年度には減少に転じました。しかしながら、市が年度中に新たに対応した件数は350件と決して少なくはございません。

児童虐待は家庭の中で起こることが多く、外からは見えにくいものです。そのため、地域で日頃から子供を見守ってくださる民生委員、児童委員の皆様や地域の方々の気づきは、早期発見と早期対応につながる大変重要なものと考えてございます。少しでも気になる事案があればためらわずに通告や相談をしていただけるよう、毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、ホームページや広報紙、街頭での啓発、町会へのポスター掲示の依頼などを行っております。今後も、地域全体で子供を守る意識の醸成に努めてまいります。

○友永修議長

昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

ありがとうございます。

民生委員、児童委員さんは、地域に密着し、地域の幸せを願って頑張ってくれています。地域の安全、安心は民生委員、児童委員さんなくしては成り立ちません。今後とも、情報を交換し、力を合わせて地域を守っていただくことをお願いし、この質問を終わります。

３点目の再質問でございます。普通ごみの有料指定袋制について再質問いたします。

有料指定袋の導入により、どの程度の効果があったのでしょうか、お示しください。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

財政面では、指定ごみ袋の売上げにより毎年度約２億円の歳入があり、近年では、令和５年度は約２億3880万円、令和６年度は約２億3860万円、令和７年度は２億2670万円と、財政効果があるものと認識しております。

また、ごみ減量化の面につきましては、導入直前の平成21年度の普通ごみ総排出量３万4569トンが導入後の平成22年度には２万8483トンとなり、約21.4％の減量効果があったことを確認しております。近年も、令和５年度２万6612トン、令和６年度２万5860トン、令和７年度２万5533トンと減少傾向が続いており、効果は維持されているものと考えております。

いずれにしましても、こうした効果は市民の皆様の御負担と御理解、御協力の下、得られているものと認識しております。

○友永修議長

昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

市民の皆様の協力の下に成り立っているとのことですが、それでは、岸和田市と貝塚市も同じ岸貝清掃工場で焼却をしているにもかかわらず、45リットル袋10枚入りの販売価格は本市が450円、貝塚市が200円と本市が倍以上高いのはなぜでしょうか。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

本市の指定ごみ袋の価格は、１リットル当たり１円を基準に、議会、審議会、パブリックコメントを経て設定したものでございます。これは、全国的にも多くの自治体

で採用されている水準となります。

一方で、貝塚市とは同じ処理施設を共同で運営しているものの、処理施設に至るまでの収集体制や経費、人口規模などの状況、ごみ処理に対する方針や考え方が異なっております。指定ごみ袋の価格は、各自治体がそれぞれの財政状況や予算配分、ごみ処理施策を踏まえまして判断しているものであり、その結果による違いとなっております。

○友永修議長

昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

市民から、本市はどうしてごみ袋が高いのですかとよく質問されます。財政危機からの脱出、ごみ量の減量と当初の目的は達成されていると考えますが、指定ごみ袋の価格を貝塚市並みにしてはどうでしょうか。今後の考え方をお聞かせください。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

本市としましては、有料指定袋制は、財政面の効果に加え、ごみ減量化を進めるための仕組みとして有効に機能していると考えております。全国的には手数料水準が高いほど減量効果が大きい傾向がありますが、事実、近隣５市を比較しますと、手数料水準が低い自治体が市民１人当たりのごみ排出量が多い傾向が見られます。価格の引下げにつきましては、ごみ減量化などへの影響や一般財源への負担増につながる懸念もございます。

本市の現価格につきましては、ごみの減量推進や受益者負担の観点から、廃棄物減量等推進審議会において審議いただき決定した経緯もございまして、現時点においても変更する予定はございませんが、適正な価格につきましては今後も調査研究を続けてまいります。

○友永修議長

昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

担当課さんの気持ちは私も理解しますが、ごみ有料化は財政再建、ごみ減量化を達成するため、市より市民に協力をお願いされたものであります。当初の目的が達成されたのであれば、無料にするとか、５円でも10円でも値下げさせていただきますというのが筋ではないでしょうか。

ごみ袋の価格を貝塚市並みにすると市民からは喜びの声が上がると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○友永修議長

市長。

○佐野英利市長

議員御指摘のとおり、同じ清掃工場を利用している貝塚市と比べると本市は指定のごみ袋が高いことについて、市民の皆様が疑問や、そして御負担を感じられていることは十分理解をしております。しかしながら、単純に袋の価格を引き下げますと、ごみ減量への影響に加えて、歳入が減少してその分を一般財源で補う必要が生じるなど、市全体の財政運営にも影響が及ぶことになります。

したがいまして、有料指定袋制は現在もごみ減量や財政面で重要な役割を果たしているというふうに考えておりますので、直ちに価格を引き下げる考えはございませんが、今後のごみ減量の状況や、そして財政への影響、全国自治体の状況、そして市民の皆様の負担などを総合的に検証してまいりたいと思っております。市民の皆様に御負担をお願いしている制度であることを十分認識して、より納得いただける制度となるよう引き続き検討してまいります。

○友永修議長

昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

市長、答弁ありがとうございます。無料にするとごみ量が増えるとおっしゃっていますが、私は岸和田市民を信頼していただきたいと思います。

最後に、市民が年間２億3000万円を負担していることを御理解していただき、一日も早くごみ有料化をなくしていただくようお願いし、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

暫時休憩します。

午後３時01分休憩

午後３時20分再開

○友永修議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

一般質問を続行します。

まず、田中議員。

（９番　田中市子議員登壇）

○９番　田中市子議員

日本共産党の田中市子です。発言のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問に参加いたします。

この７月で津久井やまゆり園事件から10年となりました。施設に侵入して犯行に及んだ元職員には、意思疎通のできない障害者は社会に不要であり、安楽死させるべきという考え方がありました。この事件は犯罪の手口や大量殺人という特異な側面を持つものでありますが、その一方で社会に潜む優生思想や偏見といったものと地続きであり、障害者の人権、誰もが生まれながらに持つ人間らしく幸せに生きるための権利、そして共生社会の実現をめぐる重大な問題であるという点で、今回質問する障害者の虐待問題にも通じるところがあります。

それでは初めに、障害者虐待について福祉部にお尋ねします。

本市では、数年前に障害者施設内で痛ましい虐待事案が発生しました。その後、市としても様々な対応をしてきたことと思いますが、先日、大阪府の報道発表で、本市にある放課後等デイサービス事業者が人格尊重義務違反により指定取消しの処分を受

けたことが分かりました。府の資料を見ると、当該事業所において法人代表が利用児童に対して身体的虐待を行っていた事実が認められたということです。

このようなことを繰り返さないために、私たち一人一人が誰もが人間として尊重されるという人権感覚を持ち、虐待の芽に早期に気づくこと、見逃さないことが大変重要であると考えます。そこで、まず障害者虐待について概要を説明してください。

次に、市立福祉総合センターの防災機能強化についてお聞きします。

2018年、台風21号により本市にも大きな被害があり、ボランティアの受入れや活動を調整する機関として福祉総合センターに災害ボランティアセンターが開設されましたが、その際に様々な課題がありました。

これは以前の一般質問でお聞きしたことでもありますが、例えばボランティアの方々に使用していただく資機材が不足していたことから日本赤十字社から寄贈を受けたものの、その物資を福祉総合センター内の備蓄倉庫と少し離れた宮の池倉庫に分散して備蓄しているという答弁でした。これでは発災時の混乱時に大変非効率的であることから、それらの課題を解消されるよう要望しましたが、それ以降の改善状況についてお聞きします。

３つ目の質問は、夏休み中のチビッコホームについてです。

長期間にわたる夏休み。特に新１年生にとっては初めての長期休暇となり、チビッコホームの利用ニーズも高まる時期であります。本市においても、夏休み期間のみ開設する夏期臨時チビッコホームが設置されています。

一方で、夏休み期間中の昼食については、毎日のお弁当を準備することが保護者にとって負担となっているほか、気温の高い時期に長時間保管することから、食品の衛生面についても配慮が必要であると考えます。

そこで、夏休み期間中のチビッコホームにおける昼食の現状についてお尋ねします。

現在、児童はどのような点に配慮してお弁当を持参しているのか。また、持参する食品について、市としてどのような留意事項を保護者に周知しているのか。あわせて、お弁当の保管方法についてもお答えください。

以上で壇上での質問を終わり、以下、自席にて再質問いたします。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

御質問の１、障害者虐待について御答弁いたします。

障害者虐待につきましては、３つの種類がございます。養護者による虐待と障害者福祉施設従事者等による虐待、そして使用者による虐待でございます。

次に、虐待の類型としまして５点ございます。

１つ目として身体的虐待で、殴る蹴るなどの行為のほか、正当な理由なく障害者の身体を拘束することも該当します。

２点目は放棄、放置、いわゆるネグレクトでございます。十分な食事を与えない、必要な受診をさせないなどがございます。

３点目は心理的虐待で、著しい暴言や著しい拒絶的な態度、対応などがございます。

４点目は性的虐待で、障害者にわいせつな行為をすることや行為をさせることはもちろん、人前で排せつをさせたり、排せつの支援をする際に他者に見せないための配慮をしないことも性的虐待に当たります。

５点目は経済的虐待で、不当に財産上の利益を得ることで、本人のために本人の年

金や給料を使わないなどが該当します。

続きまして御質問の２、福祉総合センターの防災機能強化について御答弁いたします。

議員御指摘のとおり、平成30年の災害ボランティアセンター設置の際に、必要な資機材が不足していたり、それらを備蓄しておく倉庫が十分に確保できていなかったなどの課題がございました。その後、防災担当部局とも調整を行い、福祉総合センター敷地の南東側になりますが、別倉庫を確保し、宮の池倉庫に備蓄しておりました資機材を移動させております。そして、現在は福祉総合センター２階の備蓄倉庫と併せて同じ敷地内にて備蓄を行うようになっております。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

御質問の３、夏休み中のチビッコホームにつきまして御答弁いたします。

夏期チビッコホームの昼食につきましては、食中毒などの防止の観点から、火を通した食品や傷みにくいものを持参するよう、また冷蔵の必要なものは持たせないよう、夏期チビッコホームの利用のしおりを通じて保護者の方へ周知をしております。

また、弁当の保管についてですが、保冷剤を使用するなど、温度上昇を抑え、適切に管理していただくことについても併せてお願いをいたしております。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

ありがとうございます。それでは、障害者虐待についてから再質問いたします。

障害者虐待には３つの種類と５つの類型があるということと、５つの類型については少し具体例も示していただきました。殴る蹴るといったいわゆる分かりやすい虐待以外にも様々な対応が虐待に当たるということで、人権侵害について理解を深める必要性を感じました。

今回の事案については福祉施設等従事者による身体的虐待となりますが、施設内での虐待は閉じられた空間でのことなので、気づかれにくいことがあろうかと思います。

そもそも障害者虐待は発見が難しいと言われています。虐待を受けた当事者が、不当な扱いを受けても自分のせいと思ったりして被害を認識しにくいこと、また言葉にしたり伝えたりすることが難しい場合が多いこと、家族も施設に世話になっているという負い目を感じていたり、やめさせられるようなことになってはとなかなか言えないこと、施設の側に不適切な支援が蔓延している場合、職員も自覚がなくなることや、隠蔽体質がある場合などによるものです。

虐待はあってはならないことですが、とりわけ福祉に携わる人、障害がある人やその御家族を支援する側の人による虐待ということで、本当に残念で胸が痛むものです。

では、こういった虐待に気づいたとき、またこれは虐待ではないかと感じたとき、私たちはどのような対応をしたらいいのでしょうか、お答えください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

障害者虐待に気づかれたときは、速やかに岸和田市障害者虐待防止センターに御連絡をお願いします。虐待通報や御相談は、対面のほか、電話やファクスでも受け付けをしております。

虐待防止センターは市役所の障害者支援課内にあり、専用電話と専用ファクスを設置しておりまして、24時間365日、虐待通報や相談を受け付けております。また、休日

や夜間などの閉庁時につきましては自動的に市の代表電話に切り替わり、守衛室から虐待防止センターに連絡が入り、障害者支援課職員が対応しております。

相談や通報をいただいた方の情報は守られますので、安心して御連絡いただけたらと思います。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

まずは市の障害者虐待防止センターに連絡ということですね。また、閉庁時でも受け付けるとのことでした。

障害者虐待防止法にも、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあります。

では、相談や通報を受け、虐待防止センターはどのような対応をするのでしょうか。福祉施設等の従事者の場合を例に示してください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

まずは事実確認を行います。福祉施設従事者等からの虐待の場合は、虐待の対応及び緊急対応の必要性を組織的に判断します。その後、虐待を受けた方や虐待行為をしたとされる方から可能な範囲で直接状況を聞いたり、他の職員や管理者、利用者からも聞ける範囲で聞き取り調査を行います。

また、必要に応じて虐待を受けた方を他の施設で一時保護したり、医療機関で受診や入院といった対応を行う場合もございます。けがなどの確認のほか、医療機関を受診した場合には医療機関からも聞き取り調査を行い、それらをもって虐待があったかどうかの判断をしております。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

虐待を受けた方や虐待行為をしたとされる方から可能な範囲で直接状況を聞いたり、他の職員や管理者、利用者からも聞ける範囲で聞き取り調査を行うといったことですけれども、先ほども申し上げたとおり、障害者の場合、言葉で伝えることが困難であったり、また職場で不適切な支援が蔓延している場合、施設に隠蔽体質がある場合など、十分に把握できるのかということが気になるところです。実際、過去に起きた虐待事件の中には、訴えがあったにもかかわらず速やかに虐待認定されず、何年もたって深刻化して明らかになったようなケースも全国に数多く見られます。念入りな調査の必要性を感じます。その調査を求めるものです。

では、事実確認で虐待があったと判断した場合、どのような対応をするのかお示しください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

虐待があったと判断した場合は、施設の指定権者に報告を行います。今回の事案は児童発達支援、放課後等デイサービスという障害児の施設であることから、指定権者は大阪府となりますが、障害者の施設の場合であれば指定権者は広域事業者指導課となりますので、広域事業者指導課と大阪府に報告をしております。

施設に対しましては、改善計画書の提出を求め、必要に応じてその後の状況確認等を行います。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

広域事業者指導課や大阪府といったとこ

ろに報告をし、施設には改善計画の提出を求めるとのことです。

再発防止が何より大切だと考えますが、そのための取組というのはどのようなものかお示しください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

再発防止のための取組としましては、主に２点ございます。

まず、よりよい支援を行うためには、利用者の権利擁護に関する理解を深めることに加えて、特定の支援者に過重な負担が集中したり支援者が孤立したりしないよう、支援体制の見直し等の必要があることをお伝えしております。

次に、必要に応じて個別に虐待防止研修を行うなど、事業所を支援しております。さらに、毎年、年１回開催しております事業者対象の虐待防止研修への出席を求めるなどして再発防止に取り組んでいるところでございます。

また、各市町より虐待の報告を受けました広域事業者指導課におきましては、当該施設に対し、サービス提供状況の確認を行い、利用者の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合は適切な監査権限の行使に努めているところでございます。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

虐待防止や再発防止に向けた取組をお示しいただきました。

よほど悪質な場合を除いては、やはり再発防止に努めながら事業が何らかの形で続けられるということが利用者にとっても必要かなと思うところでありますが、近年の虐待の通報件数や虐待があったと判断した件数について教えてください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

直近３年間の件数を御報告いたします。令和５年度は通報件数66件で、このうち虐待があったと判断した件数は15件でございます。内訳は、養護者による虐待が10件、施設従事者による虐待が５件でございます。

令和６年度の通報件数は113件で、このうち虐待があったと判断した件数は36件でございます。養護者による虐待が26件、施設従事者による虐待が10件でございます。

令和７年度の通報件数は87件で、このうち虐待があったと判断した件数は28件でございます。養護者による虐待が16件、施設従事者による虐待が11件、使用者による虐待が１件でございます。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

今、たくさんの事業者がある中で100件に満たないぐらいの通報というのは、本来通報されるべきものが全部通報されているのかなというふうに思うところでもありますが、通報のうち、虐待があったと判断されなかったケースが半数以上あるわけです。しかし、通報者は何かしら不適切な支援や対応といった権利侵害が行われていると感じて通報されたのだと思います。

虐待があったとまでは判断されなかったケースの中で、不適切な支援が疑われる場合の対応などはどのようになっているでしょうか。また、先ほどの答弁で通報者の情報は守られるとのことでしたが、通報者に対して対応の経過や結果の報告はなされるのでしょうか、お答えください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

虐待の判断には至らなかったが不適切な支援が疑われる事業者については、運営指導等の機会に改めて確認をしております。

通報をしてくださった方の中には、通報後どうなったのか心配される方、その後の経過についてお問合せを頂くこともございます。そのような場合は、通報いただいたことに対する感謝をお伝えした上で、市には守秘義務があり、個人情報に属することについては御報告できないことを丁寧にお伝えして、御理解いただくようにしております。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

守秘義務の関係上、通報者に報告することは難しいということは理解します。ただ、通報自体、簡単なことではありません、相手との関係などありまして。かなり勇気を出して通報してくださった方にとっては、市がどのような対応をしたのか、事業所はどう変わったのかが分かれば、自分の通報によって虐待の防止につながったとか適切な支援のために役立ったと実感でき、安心していただけるのにと残念に思います。ある程度、個人情報に触れない範囲でのお知らせというのができないかと今後検討していただければと思います。

また、不適切が疑われる事業者については運営指導等の機会に改めてというようなお返事でありましたけども、運営指導自体が頻度がなかなか少ない、十分に行われていないという中で、それだけでいいのかというふうに感じるところであります。ここについても改善を求めたいと思います。

厚労省は、令和６年障害者虐待事例対応状況調査結果というのを受けて、施設従事者による虐待の防止のための取組として何を進めるべきかということで通報義務のさらなる周知徹底を挙げています。そして、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引きというものには、通報は全ての人を救うというふうにして、このように書かれております。

これまで起きた深刻な虐待事案から、最初は軽微な虐待行為だったものが放置されることでエスカレートし、利用者が重傷を負うような事件に発展してしまうということが分かっています。虐待行為が軽微な段階で適切に通報することができれば、利用者の被害は最小限でとどめることができます。さらに、虐待行為を行った職員もやり直しの道が残され、施設や法人の行政処分や損害賠償責任も大きなものにならないで済む可能性があります。さらに、そのことを反省し、再発防止策を講じ、支援の質の向上につなげることができる契機にすることができます。最初に虐待の疑いを感じたとき、適切に通報義務を果たすことができるかどうかがその後の大きな分かれ道となってしまうと言えるでしょう。こういうふうに書かれているわけです。

通報義務があること、通報の大切さを周知する取組を進めていただき、通報したが改善が見られないと感じたときにはためらわず再度相談できる、そういった対応を求めるものです。

また、2022年に出された社会保障審議会障害者部会報告書では、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念されるとあり、事業者が実施しなければならない虐待防止委員会や研修等が示されています。こういった研修や虐待防止委員会の実施は虐待を未然に防ぐために大切なことだと思いますが、事業

者が実施しているかどうかのチェックはどのように行っているのかお示しください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

研修につきましては大阪府が実施しており、市のほうでは各種研修について、ホームページやメール等でその周知に努めております。

また、現在、障害福祉サービスを運営する全事業所に設置が義務化されております虐待防止委員会の実施につきましては、集団指導後のアンケートであったり、個別に実施しています運営指導の中で確認をさせていただいているところでございます。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

前回議会でも質問させていただいたとおり、個別の運営指導がなかなか実施できておらず、事業所任せになっているのではないかと感じます。

障害者支援制度に関しては、2003年４月に支援費制度が導入され、障害者の支援制度がそれまでの措置から契約へ変わり、民間参入の道が開かれました。2006年10月、障害者自立支援法により就労移行などの新しい就労系サービスがスタートし、株式会社などの法人参入がさらに活発化しました。このことは、障害者のサービスの選択肢が増えた一方で、様々な事業所の参入、玉石混交というような状況が生まれました。

2012年には児童福祉法が改正され、放課後等デイサービスもスタートし、事業者数は一段と増加しました。

多くの事業者が障害者福祉に参画するようになったことは、障害者の選択肢が増えたという点では歓迎すべきことです。しかし、営利企業が参入しやすくなったことで福祉とは無縁の企業も多く参画するようになり、残念ながら福祉の専門性や理念よりも利益追求という事業者も存在するようになりました。

また、障害者支援には様々な障害特性の理解と個別のニーズへの対応など専門的な力量が求められるにもかかわらず、介護職の給料は全産業の平均よりも低く、人手不足のため過重な労働になっています。

先ほど取り上げました令和６年障害者虐待事例対応状況調査結果には、障害福祉施設従事者等による虐待発生要因は、教育、知識、介護技術等に関する問題ということや、倫理感や理念の欠如、そして職員のストレスや感情コントロールの問題、これが原因であることが多いと記されています。通報義務の徹底とともに、専門性を高め、障害者の権利や尊厳を守り、その人らしい暮らしを支える支援ができるような研修の保障、労働条件の改善も併せて求めていくことが必要であると思います。そのために、市としても実態をしっかり把握して対応していただくこと、また大阪府や国にも制度の改善を求めていくことを要望して、この質問については終わります。

続いて、福祉総合センターの防災機能について再質問いたします。

物資の備蓄場所が２か所に分かれているものの、現在は同じ福祉総合センターの敷地内の倉庫に保管されるように改善されているとのことでした。これで非効率だった部分は改善されているかと思います。

ただ、敷地内南東側の倉庫の場所は市役所の新庁舎の建設予定場所であると思いますが、新庁舎が建設されるとなると、その倉庫は取り壊されることになると思います。そうなった場合の代替手段や施設などは考えられているのでしょうか、お答えください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

議員お示しの倉庫につきましては、新庁舎の建設場所に位置するため、今後、敷地内の他の建築物と同様に取壊しをすることとなります。そのため、現在の備蓄倉庫機能を維持するための代替スペースを確保すべく、庁舎建設準備課と調整を行っております。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

代替スペースを確保するよう現在調整中との答弁でした。せっかく同じ敷地内に備蓄場所を確保できておりますので、ぜひとも現在の機能が維持できるよう関係部局との調整をお願いいたします。

さて、次に福祉総合センター内のお手洗いに設置しております聴覚障害者のための光警報装置、いわゆるフラッシュライトについてお尋ねします。

このフラッシュライトですが、災害のときなどは点滅をしてそのことを知らせる、耳が聞こえない方にも知らせるというものですが、利用者の方から、トイレ内の取付け位置が悪く、実際に個室内からは視認できない、確認できないといった声が寄せられています。私も福祉センターの避難訓練に参加させていただいたことがありますが、個室内からはフラッシュライトの点滅が全く分からないというような状況でした。担当の福祉政策課では本件について把握されておりますでしょうか、お答えください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

昨年度、障害者団体から本件に関する御要望を頂き、実際に現地で確認を行いました。そして、各トイレ内に設置されているものの、取付け位置がよくないことから、個室によっては見えづらい状況であることを把握しております。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

担当課でも状況を把握されているとの答弁でした。早急な改善が求められると考えますが、今後何らかの改善の予定はあるのでしょうか。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

福祉総合センターの建物や設備につきましては、利用者や各団体から非常にたくさんの御要望を頂いているところでございます。担当の福祉政策課としましては、まずは視覚障害者からの御要望により現在進めておりますトイレへの音声案内装置の整備を完了させていきたいと考えております。

しかしながら、今回頂いております御要望につきましても改善が必要な課題であると考えておりますことから、現行の設備を適切な位置に移設することで改善が可能であるのか、あるいは新たに設置する必要があるのか、いずれが適切かにつきまして調査検討を進めてまいります。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

改善が必要な課題であるという認識をお示しいただきました。災害はいつ起きるか分かりません。誰一人取り残さない、命を守るための大切な課題であると考えます。できるだけ早急な対応をお願いします。

また、福祉総合センターにおきましては、今回のフラッシュライトにとどまらず、駐車場の路面が大変大きく波打つなど凸凹が

ひどく、通行が危険なほどの場所もあります。整地が必要など、数多くの課題があると思っております。

多くの方が利用している施設であります。日常的にも、また災害時であってもその役割を発揮し、安心して利用してもらえるよう引き続き必要な修繕と整備を行っていただくことを要望して、この質問は終わります。

続いて、夏休み中のチビッコホームについて再質問いたします。

チビッコホームにおいては、お弁当の安全性について、基本的には個々の児童の保護者に任せられているという答弁でした。

夏休み期間中に関して、安全性の面や保護者の負担の面から昼食の提供など改善を求める保護者の声もあると伺っておりますが、市に対してそのような要望は寄せられているのでしょうか。

また、チビッコホームの運営に当たっては、このような安全面や保護者の負担など様々な課題があるものと認識していますが、よりよい運営につなげていくため、保護者の皆様からの御意見や御要望、これをどのような方法で把握しているのかお伺いいたします。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

まず、チビッコホームのスクールランチ、いわゆるデリバリー弁当については少なからず御要望を頂いております。

また、保護者の皆様からの御意見や御要望につきましては、日頃から支援員を通じて日誌や電話等により伺っておりますが、別途、保護者会との懇談会を年１回開催し、施設整備や運営に関する御意見も頂いております。今後もこうした機会を通じて保護者の皆様の声を丁寧にお聞きし、改善の必要性などがございましたら適宜対応してまいります。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

保護者からの声なども聞いているということで、その中にも保護者などから夏休みの昼食に関する要望は届いているという答弁でありました。しかし、保護者の方からは、言っても全然変わらへんというような声も聞いたりしております。

近年、他の自治体においては、地域こどもの生活支援強化事業といったものなどを活用して、学校給食センターや弁当事業者の活用、子ども食堂との連携など、様々な方法により夏休み期間中の子供の昼食を確保するという取組が行われています。その際、食物アレルギーのある児童については弁当を持参するなど一定の配慮を行った上で、そのような給食や弁当を提供している自治体もあります。

そこで、本市においても全児童を対象とした昼食の一律提供に限らず、対象や方法を限定した一部提供や、また行事やイベント的な一時的な食の提供などで保護者がちょっとほっとできるというか、保護者の負担軽減と子供たちが楽しく過ごせる機会の確保につながる取組について、実施を検討する考えはないのかお聞かせください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

夏期チビッコホームで昼食を提供する場合、食物アレルギーへの対応や感染症、食中毒の防止などの安全管理に加え、利用児童数の把握、業者への発注、欠席時のキャンセル対応、代金の徴収など新たな業務が生じます。また、これらの業務により現場の支援員の負担が増え、児童の安全確保や

見守りなど、本来の支援業務への影響も懸念されます。

現在、チビッコホームではおやつを毎日提供しておりますが、重度の食物アレルギーのある児童については個別におやつを持参していただいている状況です。

こうしたことから、昼食を全児童に提供する場合だけでなく、一部の児童を対象とした提供や、行事、イベントなどで一時的に提供する場合についても安全面や事務負担、職員体制などの課題がございますので、現時点については実施する考えはございません。一方で、保護者の負担軽減や児童が楽しく過ごせる機会の確保については、他の自治体の取組も参考にしながら調査研究してまいります。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

食物アレルギーへの対応や支援員の負担という点で、夏休みの昼食に関しては従来の在り方を変える考えはないとの御答弁でした。

アレルギーへの配慮が必要な児童に関しては、先ほどおやつのほうも持ってきてもらうというふうにしているそうですし、学校の給食時にも弁当を持参しているという子供さんもいるということであれば、チビッコホームでも全ての児童に一律な対応ではなくてよいのではないかと思います。

例えば岬町では、行政が弁当業者を公募し、希望する保護者と弁当業者が直接やり取りする形で導入しているとのことで、業者からの受け取りと子供に渡すというのが支援員の役割と、そういう役割もできるだけ軽減するようにしているということで対応しているそうです。本市でも夏休みの昼食について、ニーズに応えた何らかの検討を要望するものです。

ところで、こういった昼食への対応に限らず、夏休み期間中は通常よりも支援時間が長くなるということから、支援員の負担も大きくなります。また、子供たちにとっても夏休み期間中はチビッコホームで過ごす時間が長くなることから、安全に過ごせることはもとより、長い休みを楽しく有意義に過ごすことができるよう、通常以上の工夫や支援が求められると考えます。

そこで、現在のチビッコホームにおける子供たちの夏休み期間中の過ごし方と、それを支える職員体制の現状についてお聞かせください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

夏休み期間中のチビッコホームでの過ごし方につきましては、水遊びの時間を設けるほか、ホームによっては近隣の公民館などを利用し、通常とは異なる活動やカリキュラムを取り入れるなど、児童が楽しく充実して過ごせるよう工夫しております。

また、夏期臨時チビッコホームでは、支援員１名と補助員２名の計３名を配置しております。特に、夏期の補助員につきましては夏休み期間に限定して募集していることから、大学生からの応募もあり、児童にとってはお兄さんやお姉さんのような存在として交流できる機会にもなっております。さらに、毎年インターンシップの受入れも行っておりまして、令和７年度には３名の大学生を実習生として受け入れました。

このように、夏休み期間中は児童が安全に過ごすことに加え、長い時間を楽しく充実して過ごせるよう、活動内容の工夫や人員の確保に努めております。

○友永修議長

田中議員。

○９番　田中市子議員

夏休み期間中には夏らしい遊びなどを工夫して取り入れているとのこと、また夏休み補助員やインターンシップの活用などを御紹介いただき、子供たちにとっても充実して過ごせるよう工夫されているということは理解いたしました。

しかし、支援員にとって夏休み期間の負担は重いものです。昼食のニーズに応えられない点も、アレルギーのこともおっしゃっていましたが、やっぱり大きな理由の１つが支援員の負担を増やせないということでした。

学童保育のニーズはますます高まってきております。比較的安価で利用でき、そして安定して運営されている公設公営の学童保育、本市のチビッコホームの存在は本市の強みであります。そのチビッコホームの充実は、小１の壁というものを軽減し、子育て世代に選ばれるまちづくり実現にとってもなくてはならないものだと考えます。

長期休業期間や土曜日の朝のチビッコホームの開設時間を早くしてほしいといった保護者からの要望、これは長年あるものです。また、そして質の向上、そういったためにも、以前私も議会で、一部フルタイムの職員を導入するなど支援員の体制強化というものも提案してまいりました。

子供たちが楽しく過ごせ、豊かな育ちの機会を保障され、保護者も安心できるチビッコホームにするために引き続き改善をしていただくことを求めて、私の質問を終わります。

○友永修議長

次に、河合議員。

（６番　河合達雄議員登壇）

○６番　河合達雄議員

にじの会の河合達雄です。議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様方には市民に対して分かりやすい御答弁を、また、議員各位におかれましてはしばらくの間、御清聴賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

１点目はふるさと寄附について。

これまで何回も、私はこのふるさと寄附について質問しています。他の議員もしていますが、やはり本市の財源確保はとても重要であると考えています。

午前中の一般質問においても触れられておりましたので重複いたしますが、基本的な事項ですので再度確認させていただきます。本市のふるさと寄附の寄附実績について、過去の実績はどうであったか、今年度、最新の状況はどのような状況かお教えください。

２点目は市内各商店街の活性化、再生についてですが、かつて商店街は単なる買物をする場にとどまらず、市民の皆様の暮らしを支える生活拠点であり、人と人とが温かく行き交うコミュニティーの場として地域社会の中心をなしていました。とりわけ岸和田駅前商店街は、長きにわたり本市のみならず泉州全域の商業のメッカとして君臨し、岸和田市民の誇りとなっていました。アーケードの下にはあふれんばかりの人波が続き、威勢のいい掛け声と買物客の笑顔が交錯し、まちの圧倒的なエネルギーと力強い鼓動を肌で感じることができました。祭りの時期はもちろんのこと、それ以外の日常においても、商店街には岸和田の活気と人情があふれていました。

それに対して、現在の商店街の姿はどうでしょうか。かつて人々が足しげく通ったお店は次々と姿を消し、今では昼間でもシャッターが下りたままの空き店舗や、ぽっかりと空いた空き地が目立つようになって

しまいました。歩行者の姿はまばらで、かつての喧騒がうそのように閑散とした風景が広がっています。

この光景を目にするたびに、私は胸が締めつけられるような思いを覚えずにはいられません。私だけではなく、あの輝かしい時代を知る多くの市民の皆様が現在の商店街の姿に深い寂しさと焦燥感を抱かれているのはないでしょうか。

郊外型大型ショッピングモールの台頭や近年のネット通販の普及など、商店街を取り巻く環境が極めて厳しいことは重々承知しております。時代の潮流だと言ってしまえばそれまでかもしれません。しかし、ここで諦めるわけにはいかないと私は強く思っています。

商店街は、本市の歴史と文化、そして市民の記憶が刻まれたまちの顔そのものです。このまま衰退させていくことは、岸和田の活力そのものを失うことに直結します。私は、かつてのあふれんばかりのにぎわいを、子供から高齢者までが安心して集える温かみのある人と人との交流の場を、令和の時代に即した新たな形で何としてでも取り戻したいと強く願っています。

そこで、まずは商店街の活性化に向けた議論の第一歩としてお尋ねいたします。本市における商店街の現状と課題について、理事者はどのように認識されているのか、見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。この後は自席にて再質問させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

御質問の１、ふるさと寄附について御答弁いたします。

ふるさと寄附の実績は令和２年度に最高額となり、約12億3200万円の御寄附を頂きました。それ以降、令和３年度が約９億5600万円、令和４年度が約７億1400万円、令和５年度が約５億3700万円、令和６年度が約３億2900万円、令和７年度が約２億5300万円となっており、減少が続いております。

今年度は、７月末までの実績ではございますが、寄附件数948件、寄附額約3500万円となっております。昨年度の同時期では件数で744件、寄附額で約2300万円でございましたので、件数で約200件、寄附額で約1200万円増加しております。

○友永修議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

御質問の２、市内の商店街の活性化、再生について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、郊外型の大型小売店舗の進出とモータリゼーションの進行、インターネット等通信販売の急速な拡大に加え、少子高齢化に伴う地域購買力の低下などが加わり、全国の商店街において活力を維持することが困難な状況が続いてございます。また、近年では店主の高齢化に伴う後継者不足や、店舗やアーケードなどの設備の老朽化といった課題の深刻化が進んでございます。

中小企業庁の2020年版小規模企業白書によりますと、商店街の景況について、衰退している、または衰退のおそれがあると認識している商店街は、人口密度が低い地域で約９割、大都市圏などの人口密度が高い地域でも約６割に上ってございます。また、直近３年間で来街者数が減ったと認識している商店街は、人口密度が低い地域では８割近く、人口密度が高い地域でも半数を超えている状況が示されてございます。

さらに、同庁の令和７年度商店街実態調

査によりますと、全国の商店街の空き店舗率は１割を超えており、構造的に厳しい状況が浮き彫りになってございます。

本市におきましても商店街を取り巻く環境が厳しい状況が表れており、商店街組織は2001年には13組織ございましたが、本年４月時点で８組織に減少、商店街会員数におきましても2001年の622から本年４月時点には363へと、いずれも４割減少してございます。

商店街は単にお買物をする場にとどまるものではなく、地域のにぎわいの創出に加えまして、移動手段が限られる高齢者の地域における生活を支えるなどの多面的な機能を有しており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを維持していく上で重要な拠点であると認識してございます。本市といたしましては、商店街が直面している空き店舗の増加や人流の減少、担い手不足といった諸課題を重く受け止め、商店街組織や商工会議所様をはじめとする関係団体、地域の皆様と緊密に連携を図りながら、実効性のある支援に努めてまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

河合議員。

○６番　河合達雄議員

それぞれの御答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずはふるさと寄附についてですが、寄附額が増えていることは喜ばしいことですが、寄附をもらうための経費がかさんで市に実際入る金額が減っては意味がないと思います。そういった状況になっていないのか、どうでしょうか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

ふるさと寄附に係ります経費につきましては、国において厳格なルールが定められております。このルールの趣旨は、議員から御指摘いただきました市への実際の歳入をしっかりと確保することを目指すためのものでございます。

また、このルールは年々厳しくなる傾向にございます。今後も経費を十分に意識し、歳入の確保に努めてまいります。

○友永修議長

河合議員。

○６番　河合達雄議員

御答弁ありがとうございます。経費について厳格なルールがあることは分かりましたが、そういうことであれば、寄附が増えれば市の実質的歳入も増えることにつながりますし、ぜひとも寄附増額に向けて取り組んでほしいところです。寄附増額に向けて、午前中の答弁にもありましたが、中間事業者を使って新規返礼品の開拓や返礼品事業者のフォローも実施しているとのことでしたが、大いに活用してほしいです。

一方で、ふるさと寄附で有名な泉佐野市に聞くと、市職員自らの営業がかなり熱心なようであります。本市も、ふるさと寄附に係る職員のスキルアップが必要ではないでしょうか。そこのところはどうですか、どうお考えですか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

本市におきましても、ふるさと寄附専門の部署ではございませんが、今年度から成長戦略課を設置し、寄附額増に向けまして精力的に取り組んでいるところでございます。

また、中間事業者を導入することにより、これまで市職員が行っていました事務作業の軽減も図れております。こういった事務

軽減の効果を生かし、市職員が政策立案等に割く時間を増やし、職員のスキルアップも図れているものというふうに考えております。

○友永修議長

河合議員。

○６番　河合達雄議員

中間事業者の役割についても理解しました。

現にふるさと寄附の業務に携わっている職員のさらなるスキルアップにも期待したいと思います。本市は職員の欠員もあり、難しい状況にあるのかもしれませんが、いずれにしても、直営による運営も検討していただき、さらなる経費削減にも努めてもらい、実質的なふるさと寄附額の増額を目指してもらいたいと思います。

今年度から成長戦略課が設置され、ふるさと寄附増額に向けた取組は評価しています。目標額を決めて、それに向かって達成できるよう努力してほしいと思います。

ふるさと寄附については、寄附受入額だけではなく、返礼品代や送料、ポータルサイト手数料、業務委託料などを差し引いた後、実際、本市の財源としてどれだけ残るのかを検証していかなくてはいけないと思います。増額したとしても、単なる増額では意味がなく、市民のために使えるお金はどれぐらい増えたのかが重要であると考えます。民間事業者のノウハウを活用すること自体を否定してるのではなく、行政が全てを自前で行うのか、民間に委託するのかという二者択一ではなく、職員がマーケティングや返礼品開発、寄附者の分析などノウハウを蓄積し、民間事業者と対等に戦略を立てる体制が必要ではないでしょうか。

岸和田には、農業、漁業だけでなく、加工品、地場産業、だんじり、城、山や海と多様な資源があり、単に現在ある商品を返礼品として掲載するだけでなく、ふるさと寄附のための商品として新たに開発するという発想が必要ではないかと思います。岸和田の魅力を全国に発信し、地域産業を育て、その結果として得られた財源を市民に還元する仕組みとして考えるべきだと思います。農家、漁業者、食品加工業者、地元企業、商店、観光事業者等を加え、成長戦略課主体となり岸和田でしかつくれない返礼品を毎年一定数開発し、売れる商品を分析、開発、写真、動画を改善、寄附者データの分析、人気商品の改良、新規事業者を発掘等々、行政が司令塔になり民間の力を使いながら、岸和田市自身にノウハウを蓄積するという考え方で進んでいただきたく思います。

国のルールがある以上、経費を削って利益率を上げるだけではなく、ルールの範囲内で寄附者に選ばれる返礼品をどうつくり、どう発信し、どう事業者と利益を分けながら地域経済を大きくするかという視点が重要であり、まだまだ本市には稼ぐ力、能力があると思うので、ふるさと寄附に力を入れ、得た利益は子育て、福祉、スポーツや防災等、市民への還元につなげることを要望してこの質問を終わります。

次に市内各商店街の活性化についてですが、商店街の再生と持続的な発展を成し遂げるためには、まず何よりも、商店街組織や個々の店主の皆様が主役となり、主体的に熱意を持って取り組むことが不可欠であることは言うまでもありません。商店街活性化の原動力は、自らが汗をかき、知恵を絞り、商店街を盛り上げようとする当事者意識であると思います。

しかしながら、現実に目を向ければ、商店街会員の高齢化や減少が進み、商店街組織の足腰は弱体化している中で、商店街組織の自助努力のみでこの構造的な課題を乗

り越えることが非常に困難であることも事実です。商店街は、地域のコミュニティーや暮らし、そして岸和田市の歴史や文化を守る公共的な財産です。市は、その再生を全て商店街組織に委ねるだけではなく、商店街組織や商工会議所等の関係機関としっかりと手を携えてサポートをしていただきたいと思います。

そこで、本市の具体的な支援策の在り方についてお尋ねします。

現在、市が商店街の活性化や持続的な発展のために実施している支援策としてどのようなものがあるか、具体的に教えてください。

○友永修議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

現在、本市が市内の商店街活性化に向けて実施している主な支援策について御答弁申し上げます。

まず、来街者の増加と地域住民との交流の促進に向けた催事等への支援でございます。毎年、市内の商店街が連携して開催しております「みんなＤａｙ参加！どんチャカフェスタ」をはじめ、各商店街が実施するイルミネーション事業や歳末イベントなどの催事、さらには商店街での消費喚起に向けた地域商店街連合会によるプレミアム付商品券事業に対し、その費用を補助してございます。

次に、商店街の環境整備への支援でございます。アーケードや街路灯、防犯カメラや駐車場などの共同施設の整備に要する費用のほか、商店街に設置している街路灯の電気代につきましても、その一部を補助する制度を設けてございます。

引き続き、これらの多角的な支援制度を通じて商店街の活性化を図ってまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

河合議員。

○６番　河合達雄議員

市が様々な補助制度を設け、現場のニーズを捉えて商店街を支援してこられたことは理解いたしました。

しかしながら、これらの支援制度は、全て過去から綿々と継続してきたものです。それにもかかわらず、商店街の活力の低下を食い止めることができていないという現実を直視しなければなりません。商店街が抱える極めて難しい構造的課題を乗り越えて、その先にある再生を実現するためには、これまでとは異なる新しいアプローチが必要です。

商店街再生に向けた新しいアプローチの支援策について、市は具体的に検討しているのか御教示ください。

○友永修議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

議員御指摘のとおり、商店街が抱える構造的課題を乗り越えるためには、これまでとは異なる新しいアプローチが必要であると認識してございます。これに関する取組といたしまして、現在検討、実施しているものが２つございます。

１つ目は、デジタル技術とデータを活用した戦略的な空き店舗活用に向けた検討でございます。現在、ビッグデータを活用して、本市への来訪者の人流や消費行動を分析する実証実験を行ってございます。この分析結果を基に、科学的根拠に基づいた商店街の空き店舗への新規出店の方策等について検討してまいりたいと考えております。

２つ目は、商業だけに依存しない新たな機能の誘致でございます。商店街の活性化をかつてのような商業機能の集積だけで実現することは困難であるので、そのため商

業以外の新しい施設や機能を呼び込むべく、商店街を含む中心市街地へのオフィス誘致に向けた補助制度を設け、新たな昼間人口の創出と、それによる商店街の日常的な需要喚起を目指しております。

本市といたしましては、これらデジタル、データ、機能転換という新しいアプローチを融合させながら、商店街の持続可能な再生に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

河合議員。

○６番　河合達雄議員

御答弁ありがとうございます。これまでとは違う角度の新しい支援策に果敢にチャレンジされていることは理解いたしました。その姿勢は評価したいと思います。そして、今後のさらなる事業展開に期待します。

その上で、私からも、商店街再生に向けた具体的な次の一手として１つ提案させていただきます。

商店街のにぎわいが失われ、空き店舗が増加する中で、将来への不安から新たな出店者がなかなか現れないという悪循環が続いているように思います。この停滞した空気を打破するために、まずは商店街の空間を実験の場として開放することを提案します。具体的には、商店街の道路上を活用して、地域の飲食店や新鮮な農産物の販売店、こだわりの物販店、さらにはフリーマーケットや今人気のキッチンカーなどが一堂に会する定期マルシェを定期的に、可能であれば月に１回から２回程度、開催してはどうでしょうか。

このような取組により、商店街にお祭りのような非日常のにぎわいが生まれることとともに、継続して実施することにより、創業や店舗の移転を検討している潜在的な起業家や店主の皆様が過度なリスクを負うことなく実験的に出店できる機会が創出され、さらにこのマルシェでの成功体験や手応えがフックとなり、実店舗への新規出店の誘発、促進につながることが期待されます。

この取組の実現には、道路使用許可や関係機関との調整など、行政の積極的なコーディネートが不可欠となります。ぜひ市も商店街組織や商工会議所等と協力して一歩を踏み出していただくことを強く要望しまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

この際、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

午後４時22分延会